大日本蠶絲會報

第四拾貳號

明治二十八年十二月

目次

●論說
◎日本の蠶絲業に就て　藤田四郎
◎蠶種合同購求組合の設立を望む　角田喜右作
●寄書
◎再び燃絲輸出に就ての意見　橋本重兵衛
◎夏蠶種顯微鏡檢査の必要に就て　松下憲三郎
●統計
◎二十七年蠶產額及養產家戶數表◎最近五ヶ年間生絲輸出入の調査○生絲及屑物入荷產地分表◎新絲出廻り以後生絲輸出表
●問答
◎蠶病傳染及遺傳に關する質問並に答◎製絲用水に付質問並に答◎桑業敎育及給桑に就て質問並に答
●外報
◎組織生絲及絹物商況◎上海蠶絲商況◎米國向本邦製羽二重其他絹物需要狀況
●雜報
◎蠶業學校と蠶種見本縱覽所◎生絲檢査所設備費◎信州諏訪製絲家の敎入◎生絲實行き不振の原因◎金子清作金子染を創む◎地遺絲の好景氣◎日本寒暖計檢定所◎日本燃絲株式會社第二工場◎蠶種改良の計畫◎蠶種靈報(八件)◎產繭靈報(五件)◎不正蠶種の發見◎蠶業自治會◎本年に於ける生絲の輸出◎蠶種檢査萬行の結果◎品評會受賞者祝宴◎檢査所增設及官廳檢査◎繭商と絲屋の魂膽◎生絲檢査の要目◎上海に於ける製絲場◎生絲檢査所の技師と技手◎パストール氏頌德紀念碑の建設

●入會の勸誘を望む

本會は本邦蠶絲業の改良進歩を圖るを以て目的とするものにして創設以來日尚ほ淺きも入會者は陸續として增加し今や已に當初の會員に十倍し栃木、新潟兩縣には支會の新設をも認可するに至り會運は宛も朝暾の昇るが如く駸々乎として隆昌の域に向へり是れ固より有志家諸君が熱心蠶絲業の發達を企圖せらるゝの精神に基くと雖も然れども亦本會が斯業に向つて裨益する大且つ多なるに由らずんばあらざるなり而して其根軸たるべき事業を開發せしむるには本會員の汎く全國に渉りて最多數なるにあらざれは其の効用の多きを收むること難く其の目的を達するに足らざるものあり就ては會員諸君は精々本會へ入會者を勸誘せられんとを希望す

但本會へ入會せらるゝには一ヶ月金拾錢の割合にて一ヶ年分以上の會費を添へて申込まるゝを要す　尚ほ本會規則入用の方は郵便切手貳錢を添へて御申越相成度直に郵送可致候也

大日本蠶絲會

大日本蠶絲會報第四拾貳號

●論說

◎日本の蠶絲業に就て　第壹回小集會演說

藤田四郎君

本日此蠶絲會に出まして一場の演說を致せと云ふことの御依頼がございました、私は蠶業に付きましては實は何事も知らざるのみならず會員の御方は却て多くの實驗又は學問のある御方であります故此所へ出まして私が諸君の御參考になることを申上げやうと云ふことは到底望むべからざるのでございます、諸君にも褒めては下さるまいと思ひまするが只此處へ出ましたから一言私が思ひまする所を簡短に申上げて聊か折角の御依頼に應じやうと云ふ丈けの趣意でございます、私が申しますることは此處に題も掲げませぬ位でございまして別段何事を以て……生絲其物に付ての有益なる事柄を御話すると云ふまでのことではございませぬで題も幹事にも御答をせなんだ位であります、諸君にも特に御承知の通り又此前の御方の御話もあつた通り生絲と云ふことに付きましては實に日本の今日國家の經濟に關係を有つて居る所の最も必要なるものであると云ふことは疑ひのない事實と考へます、故に御維新以來我政府に於きましても又民間の實業者に於きましても生絲と云ふものは外國貿易に於てはも

う之が一點張りであると云ふ觀念を以て各個で以て此事を經營して來たのでございます、即ち政府も人民も共に一致に此心になつたのでございます、今日夫れが爲めに毎年此生絲の輸出と云ふものが殖えて參りましたで海外貿易の爲めに得る所の收入の殆んど半額にも近き位の貿易は此生絲に依つて成立て居ることが出來るのでありますで夫れが爲めに此生絲のことに付きましては我が日本の農業中にては十分に進歩した有樣に聞いて居ります、又實際進んで居るだらうと思ひます、即ち我邦の農業にては生絲の事業程進歩したる程度に位するものは外にはあるまいと信じます、然るに此生絲のことがどうかと云ふと今金子君から御話もあつた通り外國に於て我が生絲を扱ふに如何なる程度かと云ふに經絲になるものは甚だ少く緯絲にするより外仕方がないと云ふことを往々耳にすることであります、夫れはどう云ふことか委しく言ひますると隨分長き時間を要しますから長くは申しませんが兎に角日本生絲の品位宜しからず其纖維の細大不同なるが故に之を經絲にするときは大に織物の仕上に影響するからであります、此等の事情は勿論土地の關係もございましやうし又日本農業界の有樣の區々なる事情の爲めに幾分か影響を蒙ることを免れませぬなれども尙ほ既往の事跡により將來を鑑みるときは我が生絲の有樣は是れから益々進んで行かなければならぬと云ふことは疑を容れない所のものでございます、夫れで生絲のことに付て考へますると先づ其本たる種紙のことでも又養蠶飼育の方法に於ても又製絲の方法に於ても又其製絲を束ねたりする方法に於ても實に區々の有樣である我が横濱に在る內地の貿易者も又海外の貿易上に於て此の事業の爲めに隨分農業者の思はない苦心をして居るだらうと私共は想像して居る、種紙を見るに其種類は現に三百有餘もありて種々の名稱を附する事になりて居ります、又飼育に付きましても色々と流儀があつて學術を應用して居る所も有つたり無かつたりする有樣である、又製絲の方法に付て區々の有樣である束ね方も其通りの次第であります、是れは實に今日御互ひに此蠶業のことに志を懷く者は尤も能く注意して夫れを改良して行くことは必要であらうと思ふ、今之を改良するに付てはどうして遣るかと云ふと實に共同一致するより外に仕樣がない、單に我が內地に於て入用なる品物でございまするなれば或は共同一致とか云ふことを何もさう强いて論ずる必要はあるまいあるか知らぬが先づ少くないだらうと思ひます、併ながら外國を引受けて貿易をする所の品物に付ては必ず共同一致の力に頼るにあらざれば到底此貿易世界に於て十分の勝を制すると云ふことは出來ない、夫れで共同一致するに付ては今日の文明世界に於て種々の方法もございまするが併し詰まる所銘々の志の中にあることを計るのが一番の必要であらうと思ふ、即ち演說なり新聞なり報告なりと云ふものを相互ひに通じ互ひにあちらの狀況を知り彼れ等の望む所を取り我れの應ぜらるべき有樣我れの講究すべき有樣を十分に知らるゝのが取りも直さず共同一致であります、即ち我が日本の蠶業と云ふものは所謂る比較して見たならば極めて少なる事業にして之を澤山と集めて見たなれば何れも多少違つて居る、之を互ひに突合はせば宜いのも惡るいのも出來るから夫れを互ひに

編め合つて其内最も長きものを進めて行くのが極必要であります、即ち夫れは今申す樣な風に互ひに機關と云ふ樣なものを以て當業者の間に知れ渡る所のことを盡すのが必要であります、大日本蠶絲會の如き又生絲の改良貿易の發達に付ても一つの必要なる機關であらうと思ふ、今回此蠶絲會に於きまして即ち其一手段として此の品評會を開かれ今朝褒賞まで與へられたと云ふことでございまするが素より此會が未だ創立以來さう長くもない樣に承つて居ります、夫れにも拘らず承はりますると隨分澤山に品物が集り殊に此會に於て幾分かの費用が掛かる所のものを銘々補はむと云ふて出品人銘々辨じて居ると云ふことを聞きました、當業者に於ても斯う云ふ希望を以て相互ひに奬勵をすると云ふことは誠に結構な話でございます、之に付きまして諸君に一言申上げて置きたいと思ひまするが私が承はりまする所本年京都に於て開かれました所の第四回内國博覽會に琉球から褒賞に與かる程の繭數點を出品した琉球の如きは是れまで……琉球に於きましては殆んど養蠶の無い所でございます、夫れが最早今日さう云ふものを出品をするまでの程度に至つた、素より此養蠶と云ふものは著るき所は暫らく措きまして隨分寒い所は北海道のはてからはてまで皆養蠶が出來るやうに聞いて居ります、日本は幸に養蠶に付きましてはさう云ふ樣な次第でございますから何處までも出來まするが餘程注意しなければならぬのは夫れ位暑い所でも寒い所でも能く出來るが外國で其事を覺え出して來たならば中々用心しなければならぬことでございます、昨年の如きは支那からして日本へ輸入した繭が隨分多分にあつた、今年もあつた樣に聞いて居りまするが我が製絲家は支那の繭を買つて夫れを生絲にして亞米利加に出すと云ふまでに事を遣つて居るのである、生絲は此の如き有樣にして隨分能く出來るも羽二重は色々種類があつて既に其原料たるや益々外國から買つて外へ出す、日本の賃金は安いから出來まするか知らぬが外國より原料を買つて羽二重に織るが利益となると云ふ樣な話で實に當業者は御互ひに猛省せなければならぬ事柄と思ひます、素より此古くから蠶業に係る種々の會もありまするし又近頃は御維新から見ると澤山殖え外國にも名の通つたものもありましやうからと云ふて安心して居ることは出來ない、故に昨年宜しかつたからと云ふて安心して居ると最早鄰りの縣が進んで行くと云ふ樣なことでございまして内輪同士ならば宜しいが外國に向て衡を爭ふと云ふのでございますから生絲の貿易生絲の製造養蠶のことゝ云ふものは御互ひに尤も注意して遺らなければならぬと云ふことは畢竟前申す通り相互ひに共同して外國貿易を鞏固にして即ち支那とか伊太利とかの生絲を壓倒して日本生絲の聲價を上進せしめて我が外國貿易の隆盛に赴かんことを希望して止まざる所であります（拍手）

◎蠶種合同購求組合の設立を望む

第一回小集會演說

大日本蠶絲會員　角田喜右作君

本日は第一品評會でございまして私にも何か練木先生から話をしろと云ふことでございました、御承知の通り私は實業家で學術上の調査は迂い者でございますから到底學理に當欲るやうな事柄を申上げ

ることは出來ませぬ、さりながら蠶種檢査を望むと云ふことは私は今を距る十年以前からの望みでございます、扨蠶種製造及び蠶種販賣の弊害あることは初の御方の御演說がございました通り蠶種の商業に付て其風習が今日は甚だ宜しくないと云ふことを惜みます、夫れは何故かと云ふに一例を申しますと、既に御演說があつた如くに蠶種は養蠶家の一番要素であるにも拘はらず行商種屋さんの言葉に甘へて蠶種を買うのが群馬縣一般の風習でございます、夫故に先づ得意の種屋が來れば其種類の如何を問はず、又蠶種が如何なる粗造であるかと云ふことをも取調べずに買入れるが私の國の古來の習慣でありますから、其蠶種が不完全であるから農商務省より練木、松永の兩先生を聘して種々の改良飼育の御講談がありましても十分なる進歩を見ることが出來ないのである、如何せむ蠶種の改良は不十分であつて折角熱心鄭重深切に養蠶家が晝夜辛苦經營した養蠶は其結果……十分の好結果を見ることは出來ませぬのでございます、夫故に是れは到底蠶種得意場賣買の所謂永年習慣の弊を一つ打破して確然たる良法を設けざれば到底此蠶種の改良は出來ませぬ、夫故に奮發をして蠶種を合同購入する組合を設けなければならぬ、何故かと云ふに私の國のやうに一個人が互に東西に奔走して蠶種を賣買するのでは長野縣或は福島縣其他各國の製造地に就て能く調査することは出來ませぬ、彼の一個人需用の蠶種の少數を以て實地に付調査しては其經費と收支が償はずして完全な種でも代價が非常に高價なれば養蠶の實は擧りませぬ、夫故に漸くにして地方有志家が結合して廉く蠶種を買入れると云ふ組合を設けたのが去る明治二十年でございます、其年に始めて組合を設けて、福島、長野まで稚蠶、壯蠶、原繭の三項目を調べて合格せし者でなければならぬと云ふことを組合の規約書に認めました、其處で稚蠶、壯蠶、原繭の調査が必要かと言へば今日當業家諸君は御承知の如くどうしても稚蠶の檢査の時期を一朝誤れば掃殼と稚蠶の釣合が能く譯りませぬ、試に稚蠶檢査の中に養蠶家に付て與へた原種何枚を掃立てたかと云ふに私は何切れの種紙を掃立たと言ても、養蠶は今日面積何坪に廣げて居るかと云へば、種紙を澤山掃立て先づなるべく强壯蠶を殘して發育の不十分なものは棄ると云ふことが私の數年前より實地調べました結果でありまして、其後又農商務省から省令が出て蠶種用即ち原種用蠶種は框製に限るとしたに拘はらず一朝實際に就て調査をすると恐るべし框製にあらずして普通製蠶種を以て原種に當てはせぬかと云ふことが隨分私の目に觸れたことがございます、今日框製原種の製造と稚蠶の蟻量の高と二つを相釣合はせると框製原紙が何枚、今飼育して居る稚蠶が何籠と云ふ檢査が出來て其實際は擧つて來ました、どうしても稚蠶檢査の當時掃立ての掃殼原紙の數と蟻量數の釣合の比較對照を取るのが私が結合を設立した所の第一の項目としたのであります、私の合同組合の調査の第一點でございます、其處で壯蠶の檢査はどうであるかと云ふに壯蠶の檢査は夫程元を調べて見ぬでも宜いと云ふ說があれども是れは見ぬではならぬ必要がございます、御承知の通り蠶兒の飼育は氣候の變遷と同樣發育の緩急宜きを得ずして失敗を來した例が澤山ございます、是れは見易い例であるから如

何に元を調べても又一應壯蠶の發育方に就て調査をして初の掃蔟と蟻量との釣合を對照して見なければならぬ、其調べを終りましてから原繭に相成ります、さらば稚蠶壯蠶の檢査を十分合格して居りますものにて、本年組合員の需用致すべき養蠶原種の製造を約束することに相成ります時が原繭の調査でありますから上簇の時期を見込み成繭出來次第組合事務所へ現況の報道をして貰ひたいと斯樣に蠶種製造業の各養蠶家と約束して上簇原繭の度合を知る、原繭に付十分調査の上玉繭、薄皮繭撰方を調査するの必要用である是れは道理上あるべからざる筈である、併ながら廣く蠶種製造家の內幕を見ると宿弊があるからどうしても此當時の玉繭、薄皮繭の拔き方が不十分のものがありがちである故に是れは全く種繭であるべきものとしてもなるべくは種類をして完全なものであるかないかを調べて形狀不同のものは棄てるとかして十分撰擇を終つたものに向つて蠶紙の合同購入の約束をすることに相成ります、其當時は先づ肉眼を以て原繭を調査し形狀を一定する計畫を致すのであります、斯樣に調査致しましても先づ一種類に付て三十粒の成繭を採りまして、蛹を調査して母蛾と雄蛾の釣合を見ますので、斯樣な事を申すものは實業家には或はありませぬかも知れませぬが、之が私の組合をして發達せしため成繭調査の一の要素であつたと思ひますから此事を御參考に申します、兎角蠶種を製造するには母蛾と雄蛾の釣合を以て蠶の善惡を知る幾分か材料になるのであります何程母蛾と雄蛾が違つて居るかと云ふに私の數年の經驗では强壯蠶にて上簇せしものは母蛾と雄蛾の釣合が稍對數である、又壯蠶中の發育を幾分か停滯せしめたのは母蛾が少ないと云ふ例がございまして、どう致しても雄蛾がちになるかと思ひます故に必ず飼育上に幾分かの障碍を受けたと云ふことが知られます、夫れは何故かと云ふに所謂原繭をして形狀を均一ならしめんと撰擇するときなるべく活きたる蛹を撰拔して同一の種類とせしため釣合上母蛾と雄蛾の平均を失して母蛾の繭を捨て雄蛾の繭の多くなりましたであると思ひます全き蠶はどう云ふものか違作せし蠶で蠶種を製造せんとするは雄蛾と云ふもの〻多い例があります、其處で今母蛾と雄蛾の釣合が同一の權衡を保つと云ふことは亦難いことでございます、例へば三十粒の現數に對して先づ分方は八分と認めましたものと假定しますと、其中の釣合が一蛾二蛾の不平均は論ぜぬが稍〻公平の釣合を保ちて居るものを撰拔して蠶種を製造するときは翌年掃立ましてから發育十分なる好結果を得るでありますから成繭調査の時母蛾と雄蛾の釣合を調べることは最も必要のことでございます、夫れで其の種類中銳面檢査をなしなるべく病毒のない所の種類を認て組合需用蠶種の製造特約を致しますから微粒子は減ります其處で稚蠶、壯蠶、原繭の三つが合格すれば組合が使用する蠶種は何千枚でも其養蠶家に就きまして合同購入の御約束を致すことに相成ります、御承知の通り私の縣などは多く古來蠶種製造を以て本場として他國へ其名を知られて居るが、尙ほ一層改良進步を計るの目的を以て本年度より地方稅から一萬二千有餘圓の檢査費を出して蠶種檢査を實行致しました、只今申します通り私が數年來原料を十分なる調査したる成績上よりして年々組合員が增

加しまして蠶の不作は減じてまいりました故に八分收獲は取調上ございませぬ、夫から又一つ左樣に調査を致しますと今日框製原種にあらざるものゝ製造に向つて蠶種を製造すると云ふやうな心配は一つもございませぬ、又繭の種類に付て先に次官の御演說の通り、合同組合であると均一種類の製造が備つて來る、夫は成繭調査實行上種類はどの位のものを要するか、假令製造人は幾人でも同一の計畫に依つて蠶種を製造して組合員へ分つのが所謂組合役員諸子の責任であるから種類の雜駁を避けて均一の種類に依る外道はない、況や其事に付て若や不權衡があれば其組合に不平が起り、或は組合が瓦解になるから組合の者は巨細に取調べて役員に至るまで銳意熱心に其事を計るのでございます、設立以來殆ど歲を閱する八九年來比較的完全無缺のものと唱へて得意先に賣込み、蠶種賣商人に比較したら私の合同組合は戰爭に打勝つたのでございます、夫は何であるかと云ふに今日は既に縣下各郡を通じて數千の組合と云ふことになりました、是れは一とし私から誘說したことはございませぬ、又組合に向つて這入れと云ふ端書を出したこともございませぬ、只自營自奮獨立特行組合の成績に依て諸君の需めに應ずる譯であります、現に成績はどうであるかと云ふに、創立の當時群馬縣南勢多郡橫野村と云ふ處では此小村に利益を與へたいからとて漸く五六十枚の蠶紙を合同購入をしたと云ふくらいのことでありました、誰が言ふとなく蠶種改良組合であると言ふ樣になりました然るに明治二十二年には御承知の通り群馬縣に蠶紙檢査論者と非檢査論者と非常に鬪をやつた、東京府下に事務所を置くやうな有樣でありました、私は改良論者の一人でありました故、前橋に於て檢査論者と非檢査論者の戰は非常にして到底今日群馬縣で實行した病毒八分の檢査規則にすら這入らぬ事情でございました、私は其風波に拘はらず自營自活の事業を始めて勉强の結果として群馬縣の認可を得た蠶紙改良組合と云ふものが當時あります、其發會の時は松永先生が寒風の烈しきにも拘はらず、又山野の甚だ困難なる旅行にも拘はらず數日の講演を請うたのであります、組合一般は松永君の好意として此組合はどうか社會に何分か芽を出し、尙ほ發達せざれば斃れて止むと云ふ主旨の外ない、此組合は改良して其實を擧げて松永君の好意に酬すると云ふことは役員が今日まで經營して居る次第であります、爾來一向更に誘說も何もなく縣下西群馬郡南勢多郡佐位郡前橋市北勢多郡山田郡邑樂郡及び埼玉縣まで私が一昨年他府縣から購入特約製造をしたることでありまする又此邑樂郡と云ふのは御承知の通り埼玉縣に接近して居ります、夫で本年の蠶紙はどうであるか、邑樂郡には支部所を置いて各村を纏めるから組合に於て世話が出來るかと云ふことを其支部所から照會がありましたけれども季節に後れて居るから本年度は應ぜられぬが、出來る限りは國家の事業として盡力の出來る限はやりたいと云ふ話をしてやりました、其幸苦した結果は實に幾千百枚と云ふものを若干人に配布しました、其配布の手續は必要でございます、實際はどう云ふことであるかと云ふに、蠶紙製造所檢査人及び出張旅費其他の實費は買う所の蠶種紙數に割賦し年々蠶種の價格何程と本年度の蠶紙の價格を定めて配

布するのであります故、役人は皆無給を以て常に働くと云ふやうにして漸次進めて參りました、夫から手數を簡略する爲めに一時に配布を致します、夫はどうして出來るかと云ふと各村に支部所を置いて其支部所で通知して何月何日配布するから組合員の總數に應じて別紙の蠶種代金持參し蠶種を受取つて呉れと、斯う云ふ通知をして種紙を一時に出して數人に渡すのであります、夫で役人が善い物を取つたとか此種を撰り取りしたとか云ふことは是れは組合の信用に關係があるから抽籤を行ひ、其抽籤に當つた者は其種紙を持つて歸るから一時に幾千の種紙でも賣拂つて仕舞ひます、其事はちよつと此處で申すと六ヶ敷で困難でありさうであるが、實際行つて見ると一町村に一の世話人があります、夫が組合の數を纏めて種を受取りに來るので、之が困難を避けて事業の進む方針になつて居ります、斯う云ふ事柄は反對の多いもので假令は蠶種の檢査にしても習慣が釣合はぬではいかぬ、又自由製造でなければいかぬと云ふ疑があるが、夫は私も考慮致しました、私が組合を設けた時に大に攻擊された、漸く種紙が千枚に至つた時に今度は稚蠶、壯蠶、原蘭より十分なる檢査をすると云ふので、蠶種商人から大に攻擊されました、角田喜右作彼等の如き者が此上州の野に廣つたら種屋の營業を抹殺して仕舞うから彼の言ふ事に向つては絶對的に反對すると云ふ意思で口を極めて攻擊された有樣でございます、どうしてさう云ふ困難が出來たかと云ふと私の組合に向つて申込で居る者は積年種屋の顧主樣でありまして自分が組合の廣ろまると共に顧主が減るのであるから無理のなき筈と思ひました然して創業以後三年目位になると組合の者は種は要らぬと言つた、折角調査を終つた製造せしものに向つて種は要らぬと云ふことは道理上に於てはなき筈であるが、現況が斯う云ふ結果を生じました、種屋の組合を先づ無くしたいと言者が組合の内外より異口同音に攻擊をするのでありました、飼育の擔任は何れの府縣を問はず養蠶婦女子が多い、婦女子を說いて甚しき奸商等は角田等が合同購入で製造した種は價が廉いけれ共、粗製であるから只でも上げませうが、私のはさうではない、實際調査をしたものであるから只ではいかぬと斯う云ふやうなことで其當時が殆ど組合設置以來第一番の困難をしたのでございます、何故困難かと云ふに折角辛苦して善良の蠶紙を與へたいと云ふのに夫を粗製と云ふて說かれた、夫が三年目の年柄でございます、勢ひ仕方がないさう云ふ方は組合として共に語るに足らぬから折角の題みだが上げられない、之を以て廢絶しても種紙は上げられないと云ふことでございました、あなた方も御承知だらうが、是れは永遠の事業であるから諸君よりは粗製と呼ぶとも濫造と言ても夫で宜しい、我良心に問て聊か疚しきことなき故あなた方には上げられぬと云ふて斷然謝絶致しましたが、是れは勢ひ仕方がないのであります、養蠶家へ勢ひやることが出來ぬ、故に止むなく此餘つた蠶紙は皆之を消滅して仕舞つた、夫で精神二途ある者は私の組合には入れぬ、私は勸むる必要はないから去る者は去れ、來る者は來れと云ふやうにして一定の進路を取つて歩を進めました、丁度二十三年の大霜害の調査として練木先生の御出張の當時は私は長野縣に居つたので、丁度先生の後廻り

になつて御目に掛らぬで歸つて來ました、夫故此蠶紙改良の組合は堅固でなければいかぬと云ふことが私の精神を助けて奮發心を增して來ました、幸ひにして夫から以來は稗蠶、壯蠶、現繭、の檢査に就ては十分調査して注意を加へ製造致したので完全なものにして組合の者も利益を得たと云ふことで今日は誰も非難をする者はない、其當時群馬縣では非難したが、目今の處では縣の內外を問はず蠶業家は蠶種を販賣致し度旨を申込む位になりました群馬縣の蠶種製造人も私の組合を贊成する方が多き譯けに相成りましたであります、又本年などは本縣長沼會社、益進社と云ふ古來本場ものが私の組合に特約製造を致しました、又價格はあなた方の調査の上組合に於て査定する價格に由て蠶紙を上げると云ふ特約をした位であります、又長野縣の著名なる小縣郡鹽川村田中泰造君其他各養蠶家諸君の贊成を得て漸次當組合も進歩して行く場合になりました、一寸話が後へ戻りますが、此非難の局に當つた當時私は顯微鏡を取扱うことが未熟でございましたからどうしても是れはいかぬと云ふ確實なる證明をする途がない、故に止むなく親友町田君を勸めて西ヶ原の傳習所に入學せしめて遂に完全なる一の機械の取扱ひが出來る人を備へました、夫から組合事業を進めて行く中に五六年前に非難を受けた社會に著々歩を進めて參りました、又夫で實際申しますと蠶種を製造或は行商する諸君にしても今後益合同購入組合が滿天下に起れば永年の顧主であれば箱を背負つて毎戸を叩いて此種を買つて呉れと申さぬでも宜しい、蠶種の合同組合が合同して完全なものを購入配布すれば其結果收益を增して參りま

す、廣く此組合法が十分地方に發達して進で來たら經濟上國家の費は省けます、又各國を奔走して蠶紙を販賣するものも各地に合同販賣すると云ふ要素を備へたる組合が出來て參りまして始めて需要供給の釣合を保ちますから其間に製造人の消費する費用は即ち需用者の利益になります、夫は數人を代表して一人一家で其契約の斷行が出來る、又は全く框製原種にあらざれば製造すべきものでないと云ふことは自然發達して參ります、組合の檢査に對して合格せぬとならぬから掃立て以來合同養蠶の事業となさなければ國家の利益は上らないのであります、又普通蠶種製造家としては稗蠶、壯蠶、原繭の三撰せし框製原紙を取り集めると云ふのが合同組合の希望であります、夫で全國に行はるゝと、共に又農商務省に向つて私は畫一に日本全國に檢査法を實行して貰ひたいと云ふ希望を持つて居ります、即ち蠶種は需用者供給者共に實際調査を終りつゝあるから調査の終つたものは農商務省より一令を以て蠶紙檢査規則を出して此法律に從はねばならぬと云ふても二十三四年の如き非檢査論は天下に起らぬ、農商務省で如何に病毒四分以上のものは製造はならぬと云つて法律を出しても製造人が夫に從ふは容易でありますまい假令ば農商務省が申すまでもなく數年間取引せし顧主の嚴重なる規則に從はなければならぬから農商務省が縱檢査をせぬと云ふたとて勢ひ完全のものを捨へなければならぬ、自分が己を護る爲めに調査するのであるから法律と併行して滿天下の蠶紙を改良することは一直線に來ると云ふ考へでございます、さうすると日本の蠶紙が養事の如く海外に向つて輸出すると云ふことに迄

も進で來るやうに致したい者であります、我日本の蠶紙製造人は合同し、蠶種製造組合を設けて改良し、買屋も組合を設けて蠶種製造人を監督し又不完全なものは購求せず不審なるものであれば老實なる諸君の御研究に任せて完全なる種類を撰擇して法律の下に組合規約が出來たならば日本の蠶種の品位を進めて大に國家の利益であろふと思ひます、日本は賃錢が廉いから蠶種の完全改良が出來れば輸出も亦開けます、斯樣に考へて見るとどうか今日の場合此蠶業家本分の責任として微力ながら國家の事業として養蠶業の改良を爲さむとするに熱心なるものでありますが蠶種は能く原素から改良したならば幾分か國家に對する義務心を全うすること、考へます、既に數年來農商務省が盡力されまして西ヶ原傳習所の卒業生も各地方に居ります、さらば此諸君が鄕里に歸つて其地方に對してどれが一番必要であるかと云ふと蠶業發鳳と云ふことであるから前段陳べたる如く蠶種改良手段として合同組合の設立を促し完全なる組合を創立し進めて行たならば今日の如く飼育法が進で來たときは養蠶の失敗の恐れを避くると云ふことが容易に出來やうと思ひます、西ヶ原の傳習所にて薫陶を受けて實業界に從事する諸君は國に歸ると動もすると個人的事業であつて、公共的の範圍を脫して手を下すことであらうと思ひます、どうか折角卒業をして實業訓練の機關者となる諸君でありますればどうか日本全國に對して將來夫々改良することは諸君の御考案もありませうが、合同組合、合同製造法の二つに向つて密接の關係を以て双方共に保護せしめたならば言はずして其實を擧げることが出來ると考へます、

自分が數年間調査した歷史を申上げたのでございますからどうか御同感の諸君は國家の爲めに蠶種合同組合及び合同製造法を設けて完全なる蠶種を造り、進で海外貿易をなすことを偏に希望致します

●寄書

◎再び撚絲輸出に就ての意見

大日本蠶絲會技藝委員　橋本重兵衛

吾邦蠶絲業の漸次膨脹して今後尙幾多の增獲を期すべきに就ては須らく今日に於て新販路攻究の考案なかるべからずとは是れ曾て吾輩の斷論したる所なり今其擴張方法に就いて更に敷衍する所あらんに曾て陳べし如く凡そ絹物製造の原料としては總て撚絲を以て購買する獨、魯其他の邦國に向て向後吾邦より一切撚絲として直輸出をなし以て、伊、佛等の供給者を其地域外に驅逐し盡し大に吾蠶絲の需用を促すべしとは是れ余輩の持論にして而して余輩が全く此擧に付いて必勝を期する所以のものは他に非ず吾邦工賃の低廉こそ第一の主因にして容易に此競爭に打勝ち得べきことを確認し得らるればなり

試に彼我工賃の多寡を比較對照し來るときは我の十に對する彼は殆んど二十七八乃至三十に當る割合なり(生絲を撚絲となすに付て云ふのみ)今此比例により前記伊、佛等の撚絲供給者が吾邦より買收する所の蠶絲により如何の手段を以て如何に莫大なる利潤を壟斷しつゝあるかと云ふに彼等は實に簡單なる加工即ち僅かに生絲を撚上ぐと云ふ淘に單純なる一技術を施すに過ぎずして而も其れがために單に加工料として收めつゝある所のものは尙且平均百斤に對して——二百七八十圓を下らず而して尙慊

焉たらず別に商賣上の利益として常に若干の利を貪りつゝあるものなり現時吾邦より輸出する所の蠶絲にして殆んど或る種類に屬する大半の部分は全然此撚絲に化して獨、墨其他の邦國へ再輸出すべきものなりと云ふ單に此一事に依て酷評するときは恰も或る部分に屬する吾邦の當業者は彼等が殊に巨利を博するために設けたる唯一の東洋原料供給所と云ふも不可なきものゝ如く之れさへ常に吾輩の憤慨措かざる所なるに彼等は努めて自國產絲の名聲發揚を期せんと欲して附するに自國產の名を以てし偶劣等なる粗惡品を捉へ來て殊更に罪を日本產に歸せんとす彼等の奇慧貪恣なる夫れ斯くの如し幾多の巨利を壟斷せらるゝ尙其上に從來我の蠶したる辛苦經營は全く彼が犧牲となり爲めに吾蠶絲の名聲は將に地を拂ふに至らんとす之れをしも忍ぶべしとなせば何をか忍ぶべからずとせんや加之將來に於て一大需用地として而も大に望みを屬すべき所の好顧客たる邦國をして終に吾蠶絲の眞相を知らざらしむるの結果は蓋し將來吾邦蠶絲業の膨脹に伴ふて必然起るべしとなす新販路搜査の點に於て實に至大の阻碍を招くものたるべきことを記せざるべからず豈寒心せざるを得んや之を要するに吾人は其那れの點より看察しても將た其手段の如何を問はず撚絲需用の邦國に向て吾邦より直接撚絲の輸出をなすを以て尙に適順正當なる而も自衛的否寧ろ膨脹的擴進の政策たることを信じて疑はざるものとす而して事又須らく急施を要するものに係り眞に寸時の躊躇逡巡を容さず蓋し一日を緩するときは即ち將來一年の損失となるべければなり

已に以上の如き顯著なる理由あり然らば則ち此撚絲試賣の事たる豈焦眉の急にあらざらんや而して此撚絲試賣の事たる創始の業に屬するを以て幾多の當業者或は疑惧の念を抱く者なきを保せず之に就て好話柄あり事少しく陳腐に屬すれども明治十四五年の交余が英國にありし當時に見聞したる撚絲器械と今日吾國に於て行はるゝ舶來器械とを比較對照するときは寧ろ今日吾邦に現存する器械の優るあるも決して劣るとなきを發見すべし當時余は英國に有數の工場として歎待されつゝありし所の「ドリ

ング」撚絲會社に就いて樣々の工業上の談話を試みたるとき吾蠶絲に付て最も重要の事を耳にしたることありき曰く東洋絲重に付て日本絲に付ては余は實に信州提絲若くは富岡提絲にして可成類節の乏き而して成るべく色澤の淡白なるものを擇びて購入し撚上の上經絲として販賣するものなり云々とのことなりき當時吾蠶業の幼稚なる固より今日の如く器製生繰の製絲に乏しければ從て全社が提絲を購買するも又不得止の事なりと雖も其經絲に供するものなり云々の一事は蓋し吾人を刺戟したりき蓋し當時の提絲は今日のものと比較して其原質に於て固より優勝の地位にありしは爭ふべからざるべきも已に一方に伊國產の蠶絲にして純然經絲として供しつゝある所のものとは其價格に於て甚しき徑庭あり即ち三割以上の下位にある所の提絲が殆んど全一位の撚絲の如く販賣されつゝありしなり而して全社が長足の進歩により今日の如き非常の隆昌を來たしたる所以のものは實に日本の提絲にあり日本の提絲の爲めに眞大の利潤を生ぜしめたるによる云々とは是れ當時余輩の親しく全社主より聽聞したる一事なり（因に記す當時伊國上絲二十四五志にして日本信州富岡等の提絲は漸く十七八志に過ぎざりし但一封に對する相場なりしと知るべし又當時生絲と撚絲との間に於ける相場の差違は經絲にありては七志絲絲にありては四志乃至四志半を以て常となしたるものゝ如し之を爲換相場九十弗として經絲百斤に對する撚賃は二百八十圓前後となる）而して余輩は此談話を聞くと均しく感慨交々至り殆んど抑止するとを得ざりき爾來在留中は專ら此撚絲製造の事に意を注ぎ樣々考案を附して本國に通報し上州桐生に注文して當時全地にて使用しつゝありたる至極不完全なる舊來の撚絲器械により之に前記「トリング」會社の方法とを折衷考案せしめ遂に一種の粗末なる器械を案出し此に模倣的の撚絲を製出し不安心ながらも之を賣却したるに（當時吾邦には一も歐式の器械なかりき）幸に結果は案外悪しからずして多少の利潤を獲たることありたり其後此手段を以て再三輸出を企てたることありしも時機未だ至らざりしか遂に斷念せざるべからざるの止むを得ざるに遭遇せり今日は已に一般工藝の上に於て技術

の進歩昔日の比に非ざれば固より之を以て律すべからずと雖も蓋し左迄至難の業に非ざるの一斑を推知するに足るべし殊に五七年來完全なる器械の續々輸入せられて今は之れを以て內地織屋の需用をさへ滿たし居る向きも不尠ずして從て已に器械の使用上に付ては十分なる經驗を有し居るもの比々踵を接するの今日何が故にか此有利の事業に考へ及ばざるや現に或る種類に屬する輸出絹物の原料たる撚絲は一切此器械の力を借らざるべからずとなり彼已に老成の大人たれば吾亦呉下の阿蒙に非ず最早技術の點に付ては一點の憂慮を抱くべき所なしと信ず要は彼が嗜好如何を討究せば足れりとす今左に歐洲諸國に於ける一般經緯絲撚上げの大要を擧げん

經絲は「デニュール」十二三のものを適當とし而して一管の延長二千「メートル」とし四管を以て一捻とし五十六捻りを以て一括とす此重量凡五封位但し一管毎に精確なる量目を調査したる符箋あるを要す

緯絲は全樣多く支那絲を使用せるものゝ如く而して前記の方法に由り只六十四捻を以て一括となすのみ而して緯絲に限り纖度に定限なきに似たり而して一管毎の符箋亦必要とす此數量七封位

其他詳細なる加工の方法に就ては已に完全なる撚絲器械の巨多ある今日又贅するを要せず只一日も此試賣の擧の速かならんこそ蓋し國家的志想の感念よりするも將た個人的營利事業なりとするも只管吾輩の翹望して止まざる所なり而して事海外貿易に關するが故に成るべく多數の人合本協力して以て其業に當るを要す然れども當初より堅固なる合同は望み難し個は是れ數回の試賣結果報告の後に讓ることゝし兎に角當業者諸氏に於て須らく各個輸出販賣を試むるこそ刻下の緊要なるべし世の殖產に留意する諸彦宜しく輕忽に附すことなかれ況んや余輩が唯一の好願客なりとする獨、魯其他の邦國の如き其撚絲なるの故を以て未だ生絲に比して毫も背重の課稅あるを聞かざるのみならず改正條約の結果は偶彼我の稅率協定に出で將來此點に付て些の配慮を要せざるべきものあるに於てをや況んや十三年以前金貸の未だ甚だしき騰貴をなさざりしとき即ち爲換相場九十弗前後の時に於て已に百斤二百八九十圓（銀貨換算）の工費を得たりしものが其半數即ち五十弗附近の價位を保つ今日尙且銀貨換算の結果二百七八十目を得るに過ぎざる所を見れば彼に於ては內實の競爭に勝へずして已に一着を東洋に輸しつゝあるものに非ざるかを疑はしむるものあるに於てをや而して之を吾關稅の上より云ふも又其工業保護の政策上より云ふも余輩は寧ろ其輸出稅全廢の妥當なるを認むるものなり古語に曰はずや失れ人自ら侮て而して後ち人之を侮ると奚ぞ徒らに孤遲狐疑是事とするの秋ならんや要は只速成を取るのみ

◎夏蠶種顯微鏡檢査の必要に就て

大日本蠶絲會員　松下憲三郎

微粒子毒の恐るべきは既に先覺の唱道する所にして今更喋々を要せずして明かなり吾國の蠶業は近來長足の進歩をなし米に歐に勢力を有するに至りし所以のものの其原因一にして足らず而して微粒子毒豫防法の實施せられたるが如き亦與て力あるものなり實に國家の爲め本業の爲め賀すべしと雖も顧て考ふれば未だ俄かに祝賀すべからざるものあり抑も現今本邦蠶絲業間に行はるゝ蠶種檢査法は如何原種用蠶種檢査に在ては最も完全にして病毒遺傳の虞りなしと雖も製絲用蠶種檢査に在ては尙ほ甚だ不完全にして最も危險の方法たり然り而して是等檢査法は今日の場合未だ其良法を見出さず誠に不止得次第なりと雖も爰に尤も憂ふべきは夏蠶種顯微鏡檢査を實行することなり夫れ微粒子病菌の繁殖は遺傳と傳染とに由るものにして低溫に於て緩慢に高溫に於て旺盛を極むるは已に識者の知る所たり然らば則ち家蠶中該毒の繁殖は春蠶に緩慢に夏蠶に劇烈なるは理の當に然るべき所なるに春蠶種の檢査をして夏蠶種の顯微鏡檢査をなさざるは是所謂「爪で拾ふて箕で覆す」の諺に類するものにあらずや夫れ斯の如くんば將來本業界に該毒を驅逐するは蓋し亦甚だ難きに似たり然りと雖も夏蠶に於ては採卵より發生迄日甚だ短かきを以て少數の檢査員を以てするときは其檢査は到底行ひ難しとす現今未だ檢査を實行するの運びに至らざるは蓋し是等の所以なるべし吾京都府下の蠶業も近來長足の進

歩をなし既に高等養蠶傳習所の設けありて毎歳數十名の技術者を養成し傍ら各郡組合に於ては此等養蠶傳習所を設け是又多數の生徒を出し今や是等の機關完備するの日將に近きにあらんとす現に府下或郡組合に於ては本年之を實行して頗る好成績を得たり斯の如く吾府下夏蠶種顕微鏡檢査を全般に實行するの期は蓋し遠きにあらざるなり當局者たるもの今にして技術者養成に注目するは決して又無益の業にあらざるを信ず殊に夏蠶を多く飼育する地方にありては目下の最大急務なりとす余輩は夏蠶種顕微鏡檢査の嚴行せらるゝを希望して止まざるなり聊か卑見を陳べて敢て當局者の參考に供す

●統計

◎二十七年繭産額及養蠶家戸數表（農商務省調査に據る）

府縣	繭産額	養蠶家戸數	養蠶家一戸ニ對スル平均産額
東京都	五五、一八七石	二九、四六四戸	一、八七
京阪	三一、九二〇	二二、二一六	一、四四
神川	三、四三九	四、一二八	一、八三
大庫	四四、八九三	二八、四七八	一、五六
兵崎	四一、三五六	三二、七八八	一、二六
長潟	一、六六一	八、〇五二	一、二一
新玉	三八、四二九	三三、二四〇	一、一六
埼玉	一一八、二六五	一七六、一六二	六、六
群馬	二〇〇、七五〇	八〇、〇八六	二、五一
千葉	一九、三四六	二〇、三四八	一、九五
茨城	四七、二九一	三一、七一七	一、四九
栃木	二四、五七八	二、二二一	一二、〇七
奈良	四、三一四	三、九三五	一、一〇
三重	一六、四二六	一八、六八一	一、八八
愛知	五三、四一六	四六、八九一	一、一四
三岡	二五、六九三	二一、八五五	一、一八
静山	八六、二八九	四四、六七一	一、九一
山梨	六五、九〇七	二五、七九六	二、五五
滋賀	九七、二二六	六五、八八九	一、四七
岐阜	三八二、七四三	一〇六、七二一	三、五七
長野	四二、六三五	二五、三三七	一、六八
宮城	一三三、五一九	七七、三〇四	一、七三
福島	一八、八三六	一六、九六九	一、一七
岩手	一、三〇八	一、四一〇	一、九三
青森	四一、四六二	三三、八一二	一、二三
山形	九、一二四	一二、一一七	一、七五
秋田	二六、七七六	二七、四九八	一、九七
福井	三二、九〇一	二四、〇四五	一、三七
石川	一八、五三九	一三、九〇七	一、三四
富山	一二、八〇八	一〇、五五九	一、四一
鳥取	九、四三三	二四、九〇五	一、〇九
島根	一、二四	一〇、〇八一	一、〇〇
岡山			

廣島	五、四八四	六、六五四	一、八二
山口	四、七七二	一二、六八八	一、三八
和歌山	四、一四〇	四、〇二二	一、〇三
德島	四、四一三	九、二一五	一、四八
香川	八二九	九八九	一、八三
愛媛	八、一二九	九、八六三	一、八三
高知	九、七七八	二六、二〇五	一、三七
福岡	八、八三七	一四、三二八	一、六二
大分	一一、〇六〇	二五、六二一	一、四三
佐賀	二、四九六	一九、四一五	一、一三
熊本	八、〇八六	一二、〇七三	一、六七
宮崎	四、五〇八	九、六八七	一、四七
鹿兒島	四、九六三	一四、二〇六	一、三五
北海道	一、七一七	一、七一二	一、〇〇
合計	一、八〇〇、五九六	一、二四八、三三〇	一、四四

◎最近四ヶ年間生絲輸出入の調査

二十四年より二十七年十一月に至る五ヶ年間横濱港に於ける生絲輸出入の比較は左の如し

	持越	入荷	賣了
廿七年度	八、二二三九半	七九、九八八	四四、六一一半
廿六年度	一、三六三半	七〇、二五八	三三、一五一半
廿五年度	三、二一五半	七二、三五四	五一、七六〇

	直輸	內地輸送	繰越
廿四年度	三、六八一半	七四、〇九一	四五、二二三
廿七年度	八、〇九八半	六、八六三半	二八、六五四
廿六年度	三、〇三六	四、一八九半	三一、二四四半
廿五年度	三、七七〇半	一、二九五	一八、七四四
廿四年度	九、二三二半	一、七八六半	二七、八三九半

◎生絲及屑物入荷產地分表

本年一月より六月に至る六ヶ月間に長野外六縣より横濱港に入荷せし生絲及屑物の數量は左の如し

		生絲	屑物
長野	縣	三千二百十一個	四千百九十八個半
群馬	縣	千六百九個	二千十九個
福島	縣	千九百六十個半	千七百七十六個
山梨	縣	八百七十二個半	七百五十七個
岐阜	縣	三百十九個	五百二十八個
愛知	縣	四百九十四個	四十三個
埼玉	縣	三百二十個	四百八十二個

又本年七月新絲出廻りの期より十一月三十日までの同港入荷高を產地に由りて區別すれば左の如し

	生絲	屑物
長野縣	二萬八千四百七十五個	九千六百一個
群馬縣	一萬三千七百五十五個	七千六百八十四個
福島縣	一萬二千二百二十八個	四千七百六個
山梨縣	六千九百七十七個	二千五百九十九個
岐阜縣	四千五百四十四個	二千五百個
愛知縣	三千二百二十四個	二千二百三十八個
埼玉縣	四千三百十一個	三千五百八十三個

右の如くにして昨年に比すれば凡そ一割方の増加なりと云ふ

◎新絲出廻り以後生絲輸出表

本年七月一日即ち新絲出廻り以後より十一月三十日に至る生絲の輸出高及昨年との比較は左の如し

銘名	米國へ	歐洲へ	合計
一番	五九七俵	四八〇俵	一、〇七七俵
二番	一、六五九	一、三〇六	二、九六五
三番	四三	一、〇四四	一、〇八七
二十二番	四一六	—	四一六
七十一番	二二六	四二	二六八
角八十九番	二八六	一二	二九八
甲九十番	三、六八五	二、二七一	五、九五六
乙九十番	五二四	一、六九九	一、六九九
九十三番	—	五三	五三
九十五番	五五一	一、三八六	一、九三七
百六十四番	—	九一六	九一六
百六十八番	一、一八八	—	一、一八八
百七十七番	—	一四五	一四五
百七十九番	四三	二九六	三三九
百九十八番	二、三七七	六五〇	三、〇二七
二百六番	—	七七三	七七三
二百九番	二、五七一	三五五	二、九二六
二百十六番	二三二	—	二三二
生絲合名會社	三、八二七	二四五	四、〇七二
同伸榛式會社	一、四九七	—	一、四九七
總計	一九、七二二	一一、一四九	三〇、八七一
比較			

廿七年度同日	一六、四〇八	一一、一五二	二七、五六〇
廿六年度同日	五、五三七	一二、四二四	一七、九六一

●問答

◎蠶病傳染及遺傳に關する質問

大日本蠶絲會員　河合末吉

(一)前年使用せし蠶具より傳染する蠶病の種類を問ふ特に微粒子は前年使用の蠶具より傳播するものなるや否御明示を乞ふ

(二)人間の遺傳性は代を越えて曾孫玄孫に至りて發することありと云ふ微粒子有毒の母蛾より產せし當年の卵子無毒なるも翌年其後年に至りて發するの患ありや否や果して人間遺傳性の如きものとせば原種の卵面檢査は無効なるが如し如何御明示を乞ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　練木善三

(一)蠶具若くは蠶室の遺毒に由りて發する蠶兒の傳染病は大概左の如し

微粒子病　白殭蠶　空頭蠶　烏爛蠶

(二)假令有毒の母蛾より生じたる卵と雖も幸ひに其遺傳を免かれたるものは以後決して同病を特發することなし但其發生後同病に罹るが如きは即ち傳染のみ

◎製絲用水に付質問

大日本蠶絲會員　龜田延三郎

製絲用水の質に由ては絲量に增減あり光澤に清濁あり絲質に剛柔あれども絲量減ぜず光澤清く絲質軟らかに製絲し得るには如何なる水が最も善く適するや

又其適不適を試驗するには如何なる方法を以てするや詳細に御敎示を乞ふ

答　大日本蠶絲會技藝委員　本多岩次郎

製絲に適する水は成るべく混合物若くは溶解物の含有せざるを以て可と爲すと雖も毫も此等物質を含有せざるものは蒸餾水にあらざれば得る能はざるを以て到底此水を以て製絲に供用する能はざるなり故に製絲に用ひて毫も障害を與へざるものは水十萬分中左記の物量を含まざるものを以て可と爲す

硫酸鐵	〇、〇一
鹽化鐵	〇、〇一
硫酸銅	〇、一〇
硝酸石灰	〇、五〇
鹽化石灰	五、〇〇
硫酸石灰	一〇、〇〇
硫酸マグネシヤ	五、〇〇
鹽化マグネシヤ	一、〇〇
硫酸アルミナ	一、〇〇
鹽化アルミナ	〇、五〇

硝酸安母尼亞　五、〇〇

水若し右の物質を含むこと下段の分量に超過するときは之を製絲用水に供用せば或は解舒に或は色澤に又或は絲質に多少の障害を免かれざるなり故に製絲場を新設せんと欲せば宜しく用水を分析して其含有物質を調査すること最も肝要の務とす

然れども若し含有物の大躰を知らんには單に用水の定性分析を爲すを要す而して其檢出せんと欲する物質は概ね左記の三種とす

鐵

硬水

有機物

檢せんとする水は清潔なる土鍋にて之を煮沸すること原量の十分の一に至らしめ以て左の手續を行ふ

一、鐵を檢せんには右の水少許を取り之に黃色血滴鹽の溶液少量を加ふべし鐵少し存在せば青色若くは紺色の沈澱を生ず

一、硬水とは石灰又はマグネシヤを多量に存在せるものにして尤も製絲に不適當なるものなり此硬水を檢出せんには右煮沸水に藥用無色石鹼を酒精に溶解したるものを注加すべし水若し硬水なれば白色の沈澱を生すべし

一、有機物も亦た之を含有せば其水は製絲に適せざるなり此物質の存否を知るには過酸化滿俺少許を蒸餾水に溶解して之を注加し硫酸數滴を注き絲を熱すべし有機物存在せば赤色次第に褪色す

右は固より大畧を示したるものなるが故に若し充分の調査を爲さんと欲せば地質調査所に依頼して正當の試驗を爲すを可とす

以上述ぶるところは學理上最も簡單なることなれども大凡製絲に供用する水源は井水、泉水、河水、湖水、池水なるが故に概して言ふときは其内湖水、池水、河水を以て可とし井水、泉水は不良なるもの多きなり

◎桑葉收繭及給桑に就て質問

大日本蠶絲會員　不動勝二郎

(一)蟻量四匁にて桑葉二百貫乃至三百貫を要し收繭一石二三斗餘ありと諸先輩は多く云へり然るに余輩從來の經驗に依れば蟻四匁(又昔)にて桑葉(尤も一枚摘)百二三十貫を要し收繭一石より多獲あることなしされば桑葉を多く與ふれば收繭多き者の如し果して如斯理由及事實存するや

(二)給桑せんとする際火力を強くし蠶兒の食桑中温度を高むると給桑前後凡一時間計にして火力を高め以て蠶兒の消化力を促すと孰れか其適當を得たりや

答　大日本蠶絲會技藝委員　芝山直清

(一)蠶の桑を食するには凡そ一定の分量あるものにして其給桑寡きときは充分の收繭なきは勿論なりと雖も多量を與ふるも亦決して收繭を增すべきものにあらず今蟻量四匁に對し各齡間に與ふる桑葉は凡そ左の如くにして收繭一石乃至一石二斗を得るものなり

一齡　一貫五百匁　二齡　三貫匁　三齡　九貫匁

四齡　三十貫匁　五齡　百八十貫匁

(二)給桑に際し或は給桑の前後に於て俄に温度を高むるが如きは蠶の衛生に害あるものにして共に其當を得たるものにあらず故に飼育中可成温度の平均を保たしむるを緊要となす

●外報

◎紐育生絲及絹物商況

紐育に於ける生絲及絹物商況に關し同地駐在帝國一等領事宮川久次郎氏より本年十月二十四日附を以て外務省へ左の如く報告せられたり

本年は九月に入り暑氣劇しく其熱の高度なる三伏の日にも讓らず入皆其異常なるに驚けり斯の如く冷氣の遲かりしため秋向の衣服地は大に賣行澁滯し小賣呉服店は其仕入を見合せ卸賣商は隨て不景氣を嘆じ總て十月の商況概して例年の如くならず其結果は忽ち原料に及し生絲市場頗る沈靜なり只來春季の好況を氣構へ且つ近日銀貨の騰貴したるに由り價格には差して變動なし即ち日本機械特別及一番四弗より五弗五十仙まで、同絲返し一番二番及二番半は三弗半より四弗まで維持せり

撚絲は絹物の不景況に反し好況にして昨今撚絲工場は孰も多忙を告げり相場は日本繰絲上等より二番まで四弗四十仙乃至七十五仙、同緯絲三弗七十五仙乃至四弗二十五仙に持合へり

絹織物の景氣は前述の如く秋季の販賣意外に鈍く當業者の失望を招きたりしも來春の注文に至りては追々好況なるが如く既に當國機屋にては相應の注文も引受けたる趣なれども到底輸入品の好況には及ばず蓋し外國製品の景況は內地製に比し其勢頗る活潑歐洲よりの近報に據れば米國よりの注文多く製造繁忙にして其好況は本年春季に優るも劣ることなしと云ふ而して其中重なるものは輕絲形附「タッタ」及其模造形附「タッタ」等なり要するに米國の機業は佛、瑞等の國に比すれば春季の注文甚だ寡く未だ繁忙を告ぐるに至らず

日本甲斐絹春季の注文は餘り多からざる趣も傳聞せり是れ前報告に詳述せし如く競爭澁賣のため近時品位大に下り需用者漸く倦厭の念を生じたるに由るならん

◎上海蠶絲商況 自九月十二日 至十月九日

清國上海に於ける蠶絲商況に附き在同地總領事館事務代理領事官稗永瀧久吉氏より去月九日附を以て外務省へ左の如く報告せられたり

本年九月十二日より十月九日に至る四週間當港に於ける蠶絲市場は充分活潑なりし方にて第一週に於て二千五百捆、第二及第三週に於て各〻千五百捆、第四週に入りては爲替相場參著後六箇月拂のもの三志一片八分の三まで昇騰せしにも拘らず二千五百捆の賣買約定あり十月十日より二十三日に至る二週間は爲替相場の騰貴市場に渉からざる影響を及し賣買約定高千捆以內に減少せしも市場は尙ほ稍〻小堅く二十四日より三十日に至る一週間は當港每年の催に係る饒馬大集會ありしため一般の商業と共に取引の數少かりしも市場は前週より引續き堅固にして荷主充分の强氣を表したり

前七週日中は後段に掲載する如く當港より日本に向け蠶絲六百八十六捆の輸出を見たり是れ九、十兩月中日本產生絲の價格非常に騰貴せしより清國產生絲を上海にて購入し上海、日本間の運賃其他諸費を拂ひ之を我國に積送るも尙ほ日本生絲より廉價なるがため我國絹織物工場の如きは其材料の幾分を上海に得之を日本產生絲に混じ使用したる等の事實に因るものなりと云ふ斯の如く當港より

我國ヘ生絲の輸出ありたるは當港生絲市場に於ける殊別なる現象として見るべきものなれども七週日中の輸出總額僅々六百八十六捆に止るものなるを以て當港生絲市場全體には左程影響を及さゝりしが如し今蠶絲の種類に附き其市況を畧述せば左の如し

七里絲　九月十二日より十月九日に至る四週間活潑なる氣配を呈し毎週千五百捆內外の取引約定あり就中第四週に於ては景氣最も良く多分の需要あり從て「ダブル、シルヴァル、ユレファット」三百六十兩、財摩四番三百九十兩の高直を出せり然るに十月十日より十六日までの一週間は爲替相場騰貴のため相場は前週と格別の相違あらざりしも賣口大に減じ僅々五百捆の荷動きを見十月十七日より三十日に至る二週間に於ては需要益ゝ減じ漸く四百捆餘の取引あり相場は金麒麟三百五十兩まで下落せり

大蠶絲　九月十二日より十八日に終る一週間可なりの需要を見高直の唱あり十九日以降十月九日に至る三週間は市場概して靜穩唯第二週即ち九月二十六日より十月二日に至る一週間稍ゝ色附きたる氣配を呈し十月十日より三十日に終る三週間は市場寒入りの姿にて只少許の賣買取引ありたるのみ

黃絲　九月十二日より十月二十三日に至る六週間は概して好氣配を呈し第一、第二の兩週に於ては相場充分上向の模樣あり第三、第四の兩週は市場靜穩荷動き多からずして經過し第五、第六の兩週に入り可なり多分の賣れ口を見賣先は重に印度及歐洲大陸にして市場小堅く、「シーヤン」及英蓉は最も買者の耳目を引きたり十月二十四日より三十日に至る一週間も前週より引續き可なりの景氣にて相場は前週より持合ひたり

器械絲　七週日中市況通じて引立たず從て賣買約定數少々なりし

野蠶絲　九月十二日より十月二日に至る三週間は取引約定ありしを聞かず唯三日より二十三日に終る三週日中些少の取引を見しも二十四日より三十日に至る一週間は需要再び減却し在荷は稀薄なるも著荷は當分多からざるべしと云ふ

本年九月十二日より十月三十日に至る七週間當港蠶絲（器械絲を除く）著荷高を擧ぐれば左の如し

	第一週	第二週	第三週	第四週	第五週	第六週	第七週	合計
白絲	一八七七	一一〇七	一七一六	一七〇六	一六八七	一六九五	九〇六	一〇八九四
黃絲	五一二	四二五	六九三	一三四	四九五	二六六	六一三	三、一三七
野蠶絲	九二	一三七	九八	八三	一三九	六四	九五	七〇八
合計	二四八一	一六六九	二四〇六	二九二三	二、五二一	二、〇二五	一、六一四	一四、七三九

當季節の始より去月三十日に至るまでの當港蠶絲取引總高、著荷高及十月三十日に於ける在荷高を前三箇年季節の同期に對比せば其大數左の如し

	當季節	二十七年季節	二十六年季節	二十五年季節
取引高	四九、五〇〇捆	三二、五〇〇捆	三五、〇〇〇捆	四六、〇〇〇捆
在荷高	一八、五〇〇	一五、〇〇〇	一六、五〇〇	一二、五〇〇
著荷高	六五、〇〇〇	四六、〇〇〇	五〇、五〇〇	五八、〇〇〇

右表中最引高の内には賣渡豫約高を、在荷高及著荷高の内には蠶絲を算入せり

又當季節の始より十月三十日に至る間當港蠶絲輸出高を前三箇年季節の同期に對比せば左の如し

	當季節	二十七年季節	二十六年季節	二十五年季節
英國	一、八〇一捆	一、三五二捆	三、一六〇捆	一、七七八捆
佛國及歐洲大陸諸國	三三、八四四	一九、二四二	二三、〇七二	三七、二一四
米國	四、六五一	三、七二二	七二一	二、三九六
印度及埃及	三、八五八	三、五七五	四、六六六	二、六一六
新嘉坡及沿海諸港	一、七九四（内日本六八六）	八五六	一、一四二	一、一〇四
合計	四五、九四八	二八、七四七	三二、七六一	四五、一〇八

又當季節の始より去月三十日に至る間當港屑絲輸出高を前三箇年季節の同期に對比せば左の如し

	當季節	二十七年季節	二十六年季節	二十五年季節
英國	七、五〇八撚	六、六三八撚	五、三九六撚	三、一四四撚
佛國及歐洲大陸諸國	一七、二三八	九、三九〇	一五、六八九	一九、六八四
米國	一、五九五	八七	—	四三
印度及埃及	—	—	五〇	—
新嘉坡及沿海諸港	六七〇（内日本二〇）	—	一一五	—
合計	二七、〇一一	一六、一一五	二一、二五〇	二二、八七一

當季節の始より去月三十日に至る間當港繭輸出高を前三箇年季節の同期に對比せば左の如し

	當季節	二十七年季節	二十六年季節	二十五年季節
英國	—	五三五捆	六一五捆	二四六捆
佛國及歐洲大陸諸國	一、四八一捆	一、四六六	四、一八三	一、九〇八
米國	二〇二	一七一	三九五	五四二
印度及埃及	—	—	一	—
新嘉坡及沿海諸港	九二七（内日本六〇三）	二、四八二	五三九	一五
合計	二、六一〇	四、六五四	五、七三三	二、七一一

本年九月十二日より十月三十日に至る七週間當港より日本へ輸出せし蠶絲及繭の數量を揭ぐれば左の如し

	自九月十二日至同十八日	自九月十五日至同二十五日	自九月廿六日至十月二日	自十月三日至同九日	自十月十日至同十六日	自十月十七日至同二十三日	自十月廿四日至同三十日	合計
蠶絲	二〇捆	二六捆	一一一捆	—	二五八捆	一五捆	一九六捆	六二六捆
野蠶絲	二三	三	四	—	一	二	二七	六〇
合計	四三	二九	一一五	—	二五九	一七	二二三	六八六
屑絲	一〇撚	—	二〇撚	—	—	—	—	二〇撚
繭	—	七五	—	二六三撚	—	—	一七八撚	五二六
合計	一〇	九五	—	二六三	—	—	一七八	五四六

當港に於ける蠶絲及繭最近の相場左の如し

七里絲の内

「パルド、ファンリン」　百斤に附き　四百三十兩

「パルド、シーリン」　〃　三百六十二兩半

「シーピングス、クチンフオン」　〃　三百四十七兩半

大蠶絲の内

普錫「グリーン、ホース」三番　〃　三百三十五兩

同上「ゴールド、ベアー、エキストラ」一番　〃　三百五十一兩二十五錢

黄絲の内

棉州

「コバン」　〃　二百六十二兩半

「ミーヤン」　〃　二百四十五兩

〃　二百三十三兩七十五錢

繭

精撰繭　上等百斤に附き　百十兩乃至百十五兩

玉繭　〃　三十七、八兩

◎米國向本邦製羽二重其他絹物需要狀況　米國向本邦製羽二重其他絹物需要の狀況に關し紐育駐在帝國一等領事宮川久次郎氏より本年十月八日附を以て外務省へ左の如く報告せられたり

絹物の輸出は逐年其額を增し表面頗る隆盛を極むるが如きも其實同業者の競爭濫賣の弊あり品位次第に降り市場に聲價を失し購買者滿く之を厭ふの意あり甲斐絹の如きは昨年非常の需要あり今年も亦同樣なるべしと思考し當地輸入商等は爭て多量の注文を爲し織元に於ては原料を精撰せず織方に不注意なりしがため本年春季に於ては賣行澁滯し市場に品物堆積し季節の終に際し價格下落せるを以て輸入商中損失を受けたる者ありて之がため來年春季の注文を差控ゆる向多く隨て足利、桐生等の織元にては大に不景氣を唱ふることを傳聞せり斯の如きは畢竟當地輸入商は只廉價を以て顧客を得るに汲々として輕目物を仕入れ漸次品位を落し且つ本邦織元にては單に外人の注文に應じ其求むる所のものを織出すのみならず勵もすれば粗製濫造を以て一時の利を貪らんとするに職由すること確信す若し今日の有樣にて推行くときは終に日本の絹物は非常の粗製廉品として是を顧みざるに至るは必然の勢なり政府にて或る定度以下の品は製造を禁ずるか又は輸出を差止むるか若し直接禁止法を制定せざれば少くとも同業者間に規約を立てしめ是を政府にて公認し之を犯す者は處罰すべき途を立つるの外なきが如し

羽二重其他輸出絹物の現狀及將來　米國へ輸出する羽二重は近來輕目物多く甚しきは六匁附以下の物あり斯の如く輕目物の注文あるは抑も特別の用途ありて然るや又は重目物と同一の需要に充つるものなるか若し然りとせば輕目物は用絲細きを以て耐久の度如何或は粗製の評を受くることなきを保せず因て需要地に於ける評判は如何、果して永久輸出し得べきものなるか等の要件を調査報告すべき由農商務省よりの依頼に對し當領事館に於て紐育に於ける日本絹物輸入商中重なる者

に就き質問を遂げ現今の狀勢及將來の見込に關し其要點を摘示する左の如し

羽二重の漸次輕目に赴く理由　羽二重の漸次輕目に偏するは此品輸出の開始以來の傾向にして今其理由を求むるに(一)當地輸入商中競爭濫賣の弊あると(二)日本にては目方を以て賣買し當地にては寸尺に依りて取引するとに歸せざるべからず近來當地に於ける輸入商は漸次其數を增し競爭激烈にして除利日に減少するを以て只管廉價濫賣自家目前の利に走り曾て永遠の計を爲さゝるは一般の狀態なり當市場に於ける羽二重の普通品として取引する物は年々其品位を落し現今市場に在るは重に七匁附にして既に其品位の下等なるは論を俟たざるも輸入商中猶ほ進みて六匁乃至六匁半物を試みんとする者ありと聞けり近來彼等の中資力に乏しき者二軒終に閉店し殘るものは互に反目猜疑を事とし只廉價を以て得意を求むるのみに汲々たるものなれば日本絹物の聲價を維持する能はざるは勿論自家永遠の利益を圖ること能はず實に嘆息に堪へざるなり其中一二の者は茲に悟る所あるも衆寡の勢敵し難く已むことを得ず大勢に隨ひ自衞の策を求むるの外なきなり

右は目下當地日本絹物商間の實況にして若し是をして自然の傾向に一任せば我需要輸出品たる羽二重、甲斐絹等は遂に彼等が淺薄なる商略のため救ふべからざるの域に陷らんとす是が救濟の策を講ずるは實に焦眉の急なり而して其良策は日本の織元に於て目方を一定して其より輕き物は一切織出さゝる嚴重の法規を設くるに在り諸外國製造人は自家製品の聲價を維持するため或る品位より以下は製出せず我製造家も宜しく其躰に倣ふを可とす不幸にして日本に於ては組合規約の如きものは往々其効力を缺くの憾あり故に已むを得ざれば法律を以て率束し一定の品位の外製造を禁するか又は輸出を禁ずるの法を採用するも可ならん此說は當地輸入商等の保持する說にして彼等は其同業仲間に於て一致の運動を爲すの到底無効たるを知り日本政府の力を藉り或は日本織元の團結に依賴し以て絹物の品位を維持し此業をして安全鞏固の地位に立たしめんことを切望して止ざるなり

日本の製造者は互に競爭濫造の弊あるは今日に始りたるにあらず摺附木の如き綿「フランネル」の如き陶器、漆器の如き茶の如き石炭の如き濫製濫賣の結果一旦慘境に沈淪して今日再び稍〻恢復の跡あるものあり今や織物も亦同一轍を履まんとす當業者宜しく顧みざるべからず卑見を以てすれば同業者間に於て規約を立て政府の公認を經是に罰則を付し犯す者は法律に照して公然處罰すべし單に同業間の申合にては不正者を處分するに往々嚴ならざる所ありて其効力少きは實歷に徵して明なり而して海外に於ける景況に至りては時々確實なる報道を得之に依りて規約條款を改正し嚴行すると可とす日本にては到底法律の効力を假るにあらざれば製造元の取締を完全ならしめ我製品の聲價を維持し永遠輸出すること難かるべしと確信す

羽二重薄地物の用途　米國に輸入する羽二重は當地或は佛國里昂にて染上げ再整を施し婦人服地、男女襟飾、小兒帽子、衣服裏地等に供す而して之を概言すれば地の厚薄を問はず同一の用に供するものなり而して近來薄地物を多く輸入するは需要ありて然るにあらず全く同業間の競爭より來るは既に反復說明したるが如し然れども薄地物も亦用途なきにあらず薄地物は特に裏地に適するを以て其製法に注意せば永久に輸出すべき見込あり當業者の言に據れば若し最上の絲を用ひ織方

に念を入るれば六匁物にて裏地に用ひ耐久の力充分ありて他國の紡績絲等を以て織りたる物に比すれば適に優れりと云ふ

注文主を選ぶの必要　日本人は注文主の誰たるを問はず其需に應ずるの弊ありて往々悪結果を生ずるは下の例を見て知るべしヲカゴ府に於ける某絹商店にして佛米製の絹物を廣く取扱ふ者近來日本絹物か漸次販路を得るを見て之を妨害し米國市場に於て日本絹物の廉價を落し以て自家の營業を利せんとし自ら日本より絹物を輸入し損失を構はず非常の廉價を以て販賣せり卽ち當年夏季に於て紅梅織甲斐絹一碼五仙、竪縞同八仙にて小賣するの廣告は新聞紙に見へたり斯の如き安直を以て賣廣むるは畢竟日本製品は全く廉價の粗物にして用ふるに足らざるものなることを公衆に知らしめ顧客をして其眼を佛米品に注がしむるの手段たるは疑を容れず故に日本の織元にては日本絹物を以て專業とし其聲價を維持するを以て自家の利益と爲す外國商人を選び務て是のみに賣渡すべきなり

甲斐絹の品位　本年春季に當地に輸入せし竪縞及格子縞甲斐絹は多く七匁乃至七匁半物にして其品位の劣等にして且つ注文多量なりしを以て日本織元にては原絲の精撰方に注意せず之がため賣行滯滯し多額の絹物市場に堆積し季節の來に至りては相場大に下落し輸入商中多分の損失を招けるものありと云ふ尙ほ當地の輸入商は本年の不景氣に懲り來春の注文は其額多からざるを傳聞せり

甲斐絹も羽二重と同じく輸入商の競爭盛賣と日本織元に取締なきとに因り大に聲價を失せり當地輸入商中最も確實に營業せる一商店は本年春季に當り八匁半以下の物を賣らざることゝ定め其聲價を高めんと盡力したるに其得意より他店に於て同樣の品を低價にて買得る趣を申込む者多く其都度該店は務て其品の優等なるを說明し買手も大に悟る所あるが如きも如何せん普通の顧客は其品等の優劣を判明する能はず廉價の方を選ぶが故に已むを得ず廉價の品を仕入れざるを得ざる旨を答へり今之を防ぐには日本織元に於て定量以下の品は一切織出さゝることを斷行するの外なし然るに不幸にして日本織屋は利益を得るの限單に外人の注文に任せ劣等品を製造するの傾ありて其需要地に於ける評判の如何は毛頭之を顧みず思はざるの甚しきなり

日本絹物の將來　日本絹物の一度米國市場に登りしより幸にして其嗜好に投じ年々需要を增し其輸出高は實に驚くべき程度に進み表面頗る隆盛なるが如しと雖も仔細に觀察を下すときは外には佛、瑞、獨、米等諸國の製品ありて力を極めて日本製品を市場より驅逐せんとするあり內には同業者間の競爭ありて漸々其品位を落し其聲價を失ひ今や將に危機に際せり之を救濟するの方法に至りては前既に之を詳悉せり猶ほ製造に就き一二改良すべき要點を擧ぐれば原絲を精撰し成るべく均一の絲を用ひ染上げたる後筋の出てざる樣注意し目方を增すため絲に糊を施すことを止め務て織上り光澤ありて見場宜しく總て何の品位を問はず完全なる品を製出することを務めば價格の廉なる點に於て世界各國製の同品と競爭して勝を制するは斷じて疑を容れず佛、米諸國の製絹業者は曾て全力を振ひて日本絹物を市場より驅逐せんとして終に其功を奏する能はず若し日本製造家にして直前勇往益〻品位を改良し務て一致の動作を爲し而して其及ばざる所は法律を以て適當の率束を爲し之を保護するに於ては決して他の侵害を受くることなかるべし

雜報

◎蠶業學校と蠶種見本縱覽所　山形縣下米澤地方は上杉鷹山公の治績德澤今に至りて尙ほ遍く實業隆昌の地にして蠶絲業に於て殊に其然るを見る然れども日進月歩の今日益事業の發達を期し以て地方の福利を增進せざるべからずとて南置賜郡の有志者下政恒、伊藤新助、石田三五郎其他郡會議員、村長等相謀りて同郡役所敷地內に南置賜郡蠶業學校を設置し科學上の研究を爲して之を實地に應用するを目的とし此程已に校舍の新築落成したるに由り明年一月より開校する手筈にて今や專ら其準備中なりといふ又同縣下西置賜郡荒砥町に建設せられたる荒砥蠶絲業組合事務所は荒砥町及十王村、白鷹村の一町二村の共設に係り同地は縣內有數の蠶絲業地にして組合員は蠶種製造者、養蠶家、製絲家、生絲商、諸仲買人を包括し其人員八百三十餘名の多きに上れり然るに各業者の間には秩序整然として立ち互に相助け相戒めて業務は益隆盛に赴き而して組合員の能く共同一和せることは他地方に於て殆んど比類を見ざる所にして組合員の製造品としゝは良價を有ち其名聲遐邇に隱れなしとの事なるが頃日同組合の附帶事業として組合事務所內に蠶種見本縱覽所を設け縣內著名の蠶種を陳列して廣く當業者の縱覽に供する由其用意の周到親切なる斯業上に取りて裨益すること鮮少ならざるべし因りて今蠶業學校設立趣意書及蠶種見本縱覽所規程を左に抄錄す

南置賜郡蠶業學校設立趣意書

蠶絲は我邦の富源にして置賜地方の重要物產なり故に蠶業の盛衰は地力人民の休戚に關し延て國家富力の消長に係るや知るべき也昔時上杉鷹山公初めて蠶業を開かるゝや或は養蠶教師を聘し或は桑方なる吏員を設け勸誘奬勵其道を盡さゝるなし是を以て置賜地方は夙に蠶業の地となり人民亦た蠶業を以て生計を立つるの一大要素となすに至れり爾來物換り星移り日進月歩各般の實業は科學上發明の應用に及ぼし細大の技術を盡し以て百倍の生產を收めんとし各地方競て實業教育を奬勵すと雖も當地方未だ其の機關を設けあらざりしを以て一般科學的の知識に乏しく教育と勞働と相殊別し飼育法の改良即ち技術上の發達を認むる能はず却て他養蠶地方に數歩を輸すると云ふも敢て經言にあらざるなり

翻て一般の趨勢を察するに戰勝の結果として益々生產を務めざるべからざる必要あるのみならず其影響諸般の事業に及ぶもの尠からざるべし殊に置賜地方鐵道の敷設亦た將に近きにあらんとす將來經濟上に一大變動を來すは固より疑を容れざるなり此の大勢に背馳せず世局日新の時運に伴はんと欲せば須らく地方の財源たる蠶業上の發達進步を希圖せざるべからず我が南置賜郡は近く現在を察し遠く將來を慮り學理と實業と一致配合するの教育を施さんが爲め蠶業學校を設置し地方全躰の實業教育に供せんとす其の任や重く其責亦た大なり而して年々要する所の經常費は千八百圓弱の豫算にして其の費部は實業教育費國庫補助法に依り政府の恩澤に浴するの計畫なりと雖も經常費負擔の外刻下校舍建築等に要する費額亦た實に容易ならず而して此等創業費は如何に多額なりと雖も國庫の補助を仰くの途なし是れ生等の發起して篤志諸君の學校創業費に應分の義財を投じて斯の擧を贊

裏せられんとを請ふ所以なり顧ふに本事業は地方一般の公益たる固より言を俟たず然らば則ち特に地方の福利を增進するのみならず國家に對するの責務亦た茲に盡きん謹て告く

明治廿八年十月

蠶種見本縱覽所規程

第一條　本所は荒砥蠶絲業組合蠶種見本縱覽所と稱し其場所は當分の內荒砥町組合事務所內に設く○第二條　本所は本組合蠶種製造家を始めとし廣く各縣改良熱心なる蠶種家の製造に係る蠶種見本を一場に蒐集し其良否如何を洽く當業者の縱覽に供して良蠶種賣買及豫約の媒をなし以て需用供給者の便益を謀るを以て目的とす○第三條　本所は洽く改良蠶種見本を集めて所內に陳列し每年八月十日より十二月十日迄隨意衆庶の縱覽を許すものとす○第四條　本所內陳列蠶種の見本に依り蠶種購求若くは豫約を爲さんとする者は其約定の際內金として定價の二割を受取るものとす○第五條　前條に依り賣買完結したるときは賣主より手數料として賣價の壹割五分を申受くるものとす○第六條　蠶種見本を出品せんとするものは各種類一枚（普通製は全紙一面付枠製は卅錢以上親娰添付）每に定價を記し原繭十粒を添ひ住所氏名記載の上每年八月五日限り當所へ送付するものとす○第七條　本所に於て陳列の蠶種見本は隨意賣却すべしと雖も閉鎖期日に至らざれば引渡さゝる者とす○第八條　本所は前條に依れる見本品購買者の住所氏名を明記し出品主へ通知するものとす○第九條　本所內陳列の見本は總て出品主より本所へ寄附するものとす○第十條　本所の陳列に係る見本蠶種を買受たる者は飼育の上其結果如何を事務所へ通知するものとす○第十一條　本所は前條に依りて各見本蠶種飼育の成蹟を集め印刷に附して各出品主及見本品購求者に配布し以て當業者の參考に供するものとす○第十二條　本所に關する一切の經費は手數料及見本品賣却代金を以て充用するものとす但し前項手數料及び見本品賣却代金に於て剩餘を生じたるときは之を組合經費豫備費に編入し若し不足を生じたるときは組合經費中豫備費より之を補充す○第十三條　本所の業務は總て組合事務所の附屬事業とす

◎生絲檢査所設備費　生絲檢査所法律は愈來年四月一日より實施する筈にて農商務省に於ては之が設備に付き目下夫々準備中の由なるが聞く所に據れば神戸の方は當分借家となし其位置家屋の借入も既に決定し居り横濱の方は同港共同倉庫前の空地に建設することに略決定し居るも同地所は市有物に付き同市との交涉未だ纏り居らざる由而して其建築費は一萬七千餘圓を要する見込にして外に檢査上必要なる器械購入費其他の經費にて七萬五千餘圓を要するを以て先づ器械購入に要する經費の內三萬七千餘圓は第二豫備金より支出を請求し殘額三萬八千圓は二十八年度追加豫算として第九議會に請求するものなりといふ

◎信州諏訪製絲家の收入　長野縣諏訪郡に於ける本年の製絲釜數は一萬五千に達し六月二十日の開業より十二月二十日の釜揚迄就業日數を百八十日と假定し一人の工女平均一日六十匁繰（一日百二十匁以上のものあれども個は少數なり）生絲の相場平均八百五十弗と積りて此絲量十六萬二千貫匁一個九貫匁に換算し一萬八千個の產出と見るに此價金八百四十一萬五千圓なり尤も是れは總べて內輪に見積りたるものにて一人の工女一日七十匁平均とするときは十八萬九千貫匁此價格九百八十一

萬七千五百圓となる兎に角本年の價格は八九百萬圓を下らざるべく本邦政府の歳入を八千萬圓とすれば其十分の一に當る亦巨額なりと謂ふべし

◎生絲賣行き不振の原因　一時非常の景氣を持ちて賣行きたる生絲も近來は餘り捗々しき取引なく兎角不振に淌み勝ちにて價格の如きも高直の當時よりは殆んど百圓内外の低落を來せるが其原因は左の諸項に外ならざるべしといふ

第一　アルメニヤ事件に於ける英露の感情の衝突せる爲め歐洲市場の人氣は一般に開戰に至るともやあらんと恐怖し諸株券の相場も著しく挫折したる程なれば連れて絹織物の需要をも減じたるとならん實際豫想ほど減少せずとするも將來減少せんとの見越のみにても痛く生絲の賣行に關係したるに相違なし

第二　過般我が國の清國より受取りたる償金は露國の保證を以て佛國の經濟市場より募集したる公債なれば之れを我が國に受取りて英蘭銀行に保護預けと爲し居る間は如何に佛國の金融市場の豐裕なりとは云へ多少金利に影響するとあるべし現に歐洲大陸の金利は一時の安直より非常に引締りたりと云ふ報知もある程なれば之れが爲めには生絲の需要を減少したるとなるべし

第三　伊太利の商人は金利の昂進せし爲めに思惑買を爲したる生絲を市場に投賣し居るのみならず安直を厭はず米國に輸出すと云へば之れ又た我が生絲市場に關係する所少なからざるべし

第四　償金を正貨のまゝ我が國に引込むべしとの豫想なるが東洋貿易上片爲替となる傾向あるが爲めか爲替相場は五十三弗餘に騰貴したれば之れが爲めには外商をして手出し兼ねしめしならん

第五　新絲以來最早七萬餘個も賣行きたるとして歐米兩市場とも相應の在荷なれば強て買進まざるの點もあらん

第六　横濱に於ける商館は在荷の三萬個餘も之れあるとして目前の在荷に安心し多少の注文に接するも今一段の低落を待ちて買出でんと手控ふる向もあるべし

第七　クリスマス注文は粗ぼ仕入れたれば目先需要季節に近くまで成行を眺め居るもあるべし

絲況の不振は嚮に前記の事情に制せられたるとならんなれども歐米に於ける絹織物の需要は未だ衰へたりと云ふにあらず市場の在荷は少なからずと雖も有名品の纏りたるもの多きにはあらず殊に歐洲市場の驚きもキゾの一時のとなれば遠からず引立つとならんと云ふ

◎金子清作金子桑を創ぶ　てふ題目を掲げて北國新聞に左の記事あり然るに其所謂金子桑は奥州地方の赤木桑と同種異名のものなれば決して有毒にあらざることは蠶業者の知悉する所にして今更編者の贅辯を要せざるに似たれども餘りに氣之毒なる次第なるが故に氏に代りて一言寃を訴へざるを得ず

金子清作は舊加賀の人士なり嘉永の交米艦浦賀に入り天下紛然攘夷の論大に行はるゝや清作慨然として以爲らく時勢遂に止むべからず開國互市盛んに通商を行ふの日亦た遠しとせじ今の時宜しく殖産を奬勵し富國の實なからざるべからずと乃ち加越能三州を巡視し榛莽を開き荆棘を排し施爲する所頗る多し時に傳ふるものあり曰く犀川の水源三方岳の麓に常り蛇食と唱ふ所あり桑樹を產すと清作之を聞き欣然として曰く是れ天與なりと乃ち藩の吏人に諮り窮困無告の民を集め斯の桑葉を採集

して養蠶の業を授く然れども其桑種の不良なるを慨み更に四方を探究し遂に河北の澤幡に掌大の桑葉を獲たり之を接木するや樹葉能く霜雪に耐へ之を植ゆる莽年にして丈餘の大幹を成す自から他の桑樹と其品質を異にするものあり清作乃ち盛んに接木を行ひ桑樹の培養を勸む此に於てか時人呼んで金子桑と稱す蓋し功を清作に負ふものあればなり明治八年有志と相諮り奥產社を能美郡に起し盛んに蠶桑に勸む能美郡養蠶事業の今日ある實に清作の力與りて多きに居るといふ十八年縣の勸業吏員金子桑を以て有毒なりと唱ふ此に於てか清作の名聲頓に地を拂ひ今や落魄江湖に飄零す又悲むべき哉

◎地遺絲の好景氣　目下奥服類は二三割方の騰貴を來たし且つ歲末に臨めるにも拘はらず續々と賣行き多き由にて機業家に春着の注文少なからざればにや昨今横濱市場に於ける地遺絲は頗る景氣能く賣行く有樣なりといふ

◎日本寒暖計檢定所　我邦の寒暖計は其製造兎角完全ならず隨て甲乙の兩器同一の温度に於て其示す所相同じからざる等は屢〻見る所の事實にして珍らしくもなき次第なるが斯くては公衆の不便尠からざるのみか實用に適せず現に養蠶家の如きは爲めに蠶兒の飼育上に意外の失敗を來たすことなきにあらずとて今度工學士若山由太郎氏の考案に基き東京市日本橋區上槇町十三番地に日本寒暖計檢定所を設置し低廉の檢定料を受けて寒暖計檢定の依賴に應ずと云ふ

◎日本撚絲株式會社第二工場　日本撚絲會社にては是迄七千餘の機械を以て事業を營み來りしが追々撚絲の注文多きを加ふるに至りし爲め本季は相應の利益配當をなし得るの結果に達したり此勢を以てすれば現在の鍾敷にては到底得意先の需要に應じ得ざるを以て此程茲水近傍に於て三千餘坪の地所を購入し第二工場を新築し佛國「ベルトーコンパニー」より新式の機械を販寄せ水力電氣を利用して運轉することに決し今度臨時株主總會を開き資本金を三十七萬五千圓に增額し新株五千株を募集するの議案を提出するとのことなり又同社の主任技師圓中文助氏は過般生絲檢査所技師に任ぜられたるを以て其代員には是迄澤撚絲會社の技師たりし岡島正嘉氏を聘したる由なり

◎蠶種改良の計畫　長野縣下より本年の第四回內國勸業博覽會に出品せし蠶種は病毒を有せるもの多しとの評を得しを以て同地方の養蠶家は大に遺憾なりとし今後は善良無毒の蠶種を生出せんとて目下專ら改良に汲々たりしと云ふ

◎蠶種彙報（八件）　神奈川縣外七縣に於ける本年の蠶種檢査の成蹟は左の如し

神奈川縣　本年蠶種の檢査は本年十月一日より著手し去月二十日を以て結了せり其受檢者は二十八人にして普通製五百十九枚、內合格五百十八枚、不合格一枚、框製一萬七千二百九十六蛾、內合格一萬五千三百九十三蛾、不合格千九百三蛾此病毒歩合は百分率普通製一厘八餘、框製一割一歩餘之を前年に比すれば普通製百三十一枚、框製七千百八十五蛾を增し病毒歩合は普通製五分七厘餘、框製九分三厘餘を減ぜり

青森縣　本年蠶種檢査の成蹟を調査するに普通製受檢數九百五十四枚、內合格五百七十五枚、廢棄三百七十九枚、框製受檢數二萬五千二百四十六框、內合格一萬六千七百三十八框、廢棄八千五百八框、此病毒歩合普通製三歩九厘强、框製三歩三厘弱之を前年に歩し普通製七厘餘を減じ框製九厘

餘增せり

富山縣　原種用蠶種檢査は十一月一日より始め十一月二十三日に終了を告げ其成蹟は普通製九百二十七枚の内合格八百二十枚不合格百七枚にして合格に對する不合格の割合は一割一分五厘四に當り框製蛾付は一萬五千三百八十二蛾の内合格一萬千百四十五蛾不合格四千二百三十七蛾にして合格に對する不合格は二割七分五厘五に當れり之を郡別にすれば左の如くにして其合格の割合普通製にあつては礪波郡九分二厘婦負郡一割三分八厘射水郡八分框製蛾にあつては礪波郡二割三分六厘婦負郡三割五分五厘にして前年に比すれば婦負郡は退き礪波郡は進みたるの狀況なりとぞ

高知縣　本年八月十五日より十一月三十日迄定期檢査をなしたる各郡市に係る蠶種は框製親蛾二十萬三千六百餘普通製七千三百三十三枚なりと又右の本月に入り臨時檢査を願ひ出でたる分一昨五日迄普通製二千五百枚にて昨日も尙追ひ〳〵願ひ出る向ありとソモ本年の檢査願出は昨年に比すれば頗る多きを加へたるとなるが蠶絲家の歸る所によれば何故斯くも增加せしかと云ふに察する所本年は生絲の好景氣なりしため養蠶家は一層張り込で製卵したるに由れるならんと云ふ尙又聞く所にては目下蠶種の相場は一枚につき一圓五十錢位なりと但し右は普通製の上物とす

熊本縣　十月初旬より開始せし本縣春蠶種の檢査を爲したる蛾數十六萬蛾以上に達したるが今明日中を以つて愈々結了する筈なり今其の成蹟に依るときは八代郡の蠶種は最優等を占め球磨郡の蠶種は最劣等を示し其の他の各郡蠶種は何れも着々改良の實を進め前年より病毒の割合大に減少し一優一劣殆んど大同小異の成蹟を呈したる趣きなり偖り熊本市のみ反つて退歩の成蹟あるを見るが如しと云へり

嚴手縣　本年蠶種の檢査は製絲用は九月一日より着手し又原種用は十月一日より施行し孰れも十一月三十日を以て結了せり

長野縣　本年の原種製造高は甚だしく增加し今日迄各檢査所に受付けし枚數の比例を以て推さば十五萬枚の總計を見るに至るべし然る時は昨年の總計十一萬六千枚に比すれば三萬四千枚の多きを致すなりと

三重縣　本年の蠶種檢査成蹟は左の如し

郡市名	別	受檢人	合格數	下戻數	廢棄數	合計
桑員		一〇人	一六八石	六〇石	三五石	二六三石
三重	辯	七	二八	三	三四	六五
鈴鹿	朝明	一六四	二、六一一	三九一	一五四	三、一五六
庵藝	河曲	一〇四	七二三	一一四	二二二	一、〇五九
安濃		二七	二、二〇一	三三一	五二	二、四八四
一志		九七	一、五四五	一〇一	六九	一、七一五
飯高		九八	一、一一二	一六五	一七八	一、四五五
飯野		一七一	八二二	二一二	二七五	一、三〇八
多氣		二八	九〇五	一八二	三七	一、一二四
度會		六五	一、〇三六	一三八	一〇一	一、一二七五

阿拜山田	五〇	一、七二五	一一四	三二	一、八七一
名張伊賀	一四	一七一	九五	四七	三一三
答志英虞	…	…	…	…	…
北牟婁	一	二	…	…	一
南牟婁	三	二一	…	…	二一
津市	四	二九	…	…	二九
明野勸農場	一	四一九	…	…	四一九
總計	八四四	一三、五一七	一、八〇六	一、二三六	一六、五五九

◎產繭彙報（五件）

兵庫縣外四縣に於ける本年の繭產額を得たれば左に之を掲ぐ

兵庫縣　本年夏蠶及秋蠶の產額は左の如し

夏蠶					秋蠶				
國別	繭	玉繭	出殼繭	屑繭	計	繭	玉繭	出殼繭	屑繭	計
摂津	一五二石	九石	三石	一〇石	一七四石	二石				二石
播磨	一、四八三	二三七	二二一	一六六	一、九〇八	四〇				四〇
但馬	一、二三一	一七三	三六	一四七	一、五八八	七	二石	一石		九
丹波	一、五九二	三二三	三六	一八一	二、一三二	四二	五	一	三石	四六
淡路	四	一		三	八	一			一	四九
計	四、四六三	七四三	九七	五〇七	五、八一〇	九二	八	二	五	一〇七

（備考）本年の產額總高を以て前年に比すれば夏蠶四百三十六石を減じ秋蠶六十二石を增せり是れ夏蠶は氣候不順のため不良なりしに因り秋蠶は夏蠶の良好なりゞ桑葉の剩餘ありしに因る

栃木縣　本年の夏秋蠶を前年度に比すれば夏蠶に於て四百三十六石を減じ秋蠶に於て六十二石を增加せり其然る所以は夏蠶は氣候不順なりしに依り秋蠶は夏蠶不結果の爲め桑量に餘裕を生じたると幾分の理由たるものゝ如し今其數量を細示せん

夏蠶			秋蠶	
繭	四、四六三石	屑繭 五〇七石	繭	九二石
玉繭	七四三	計 五、八一〇	玉繭	八
出殼繭	九七		計	一〇七

島根縣　本年夏秋蠶の產額は左表の如し

夏蠶の部						秋蠶の部				
郡市名	繭	玉繭	出殼繭	屑繭	計	繭	玉繭	出殼繭	屑繭	計
松江	二				二石					
島根	一〇			一	一三					
秋鹿	九	二		一	一二					
意宇	四九	八	一	七	六五					
能義	六四	一一	二	七	八四					
仁多	五五	一三		七	七九	一				一

大原	四四	八	二	五	五九	一三	二	—	三	一八
飯石	二七	五	一	三	三六	—	—	—	—	—
出雲	八	一	—	一	一〇	—	—	—	—	—
楯縫	二八	三	—	五	三六	六	—	—	一	七
神門	一〇三	一八	一	一四	一三六	九五	一五	二	八	一二〇
邇摩	四	一	—	—	五	五	—	—	—	五
安濃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
邑智	三八	八	一	六	五三	六	一	—	一	八
那賀	六二	一六	二	九	八九	九	一	—	—	一〇
美濃	七四	一二	三	九	九八	—	—	—	—	—
鹿足	七〇	一四	一	一〇	九五	—	—	—	—	—
周吉	五	一	—	一	七	—	—	—	—	—
穏地	一	—	—	—	一	—	—	—	—	—
海士	六	一	—	一	八	—	—	—	—	—
知夫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	六五九	一二四	二一	八四	八八八	一三六	一九	二	一三	一七〇

本年夏秋蠶收繭高は一千〇五十八石にして前年に比し百〇四石の增收なり是れ春季桑葉の剩餘を生じたるが爲め其飼育者を增加せしに基因せり然れども飼育中は氣候不順にして濕害を被り飼育上頗る困難を極め往々腐敗せしめたるもの少からず故に一般に概活すれば其結果豐作にあらざるを信ず

三重縣　本年の繭產額は左の如し

種別	春蠶	夏蠶	秋蠶
繭	一三、三七〇石	四、六二四石	五七九石
玉繭	一、七四七	八〇七	六五
出殼繭	二四二	九一	一一
屑繭	一、二六八石	四四四石	七二石
合計	一六、六二七	五、九六六	七二七

前年と比較すれば春蠶に五千三百二十三石、夏蠶に千三百五十三石、秋蠶に二百十八石、總計六千八百九十四石の增加にして此價額二十六萬五千二百四十八圓なり

大分縣　本年秋夏蠶の收繭額は左表の如くにして前年に比し夏蠶に於て六百三石を增加せるが之は飼養者の增加せしと收繭の多かりしに依り又秋蠶に於て六十四石の減少を見るは飼養者の少なかりしに依ると云ふ

	夏蠶	秋蠶
繭	一、三六七石	一六四石
玉繭	二六二	二九
出殼繭	四八	四
屑繭	一四七	三九
計	一、八二四	二三六

◎不正蠶種の發見　聞くも忌まはしく書くも汚がらわしき次第なるがさりとて止むべきにもあらざれば茲に有躰のまゝを記載せんに巖手縣盛岡市鉈屋町平澤富藏なる者より盛岡蠶種檢查所に受檢

を願ひ出でたる春蠶普通製四十四枚は蠶卵紙の裏面を剝離し更に他の紙を張り換へたるものなることを發見したりと云ふ其の手際たる甚だ巧みにして原紙製造人の捺印もあるよしなれば先きに廢棄せられたる蠶卵紙の裏を離し新たなる種紙の裏面を手際能く張りかけたるものなるべしと云ふ斯る手段を以て瞞着せんと試むるも忽ち見顯され當に赤恥を掻くのみならず詰りは其の人の信を失ふは慨むべきことなり

◎蠶業自治會　群馬縣の蠶業家中に題號の如きものを創設し左の主意書を公にせり其首唱者は町田佐十郎、田島勘十郎、橋本清次郎、深澤利重、宮崎藤吉外數十名なりと云ふ實に世は樣々のものなる哉

方今我國實業界の有樣を觀察するに種々の欠點多しと雖ども其第一に位する者を舉れば實業界の自治自働の精神と實行乏きと之なり彼の有名なる紳士紳商か親し彼の有名なる有志實業家を親し政府の保護國家の助力に依賴せず自家の資力と自己の手腕に依て自家の事業を成さんと欲する幾人かある之れ我國實業の健全なる進歩發達を成し能はざる所以にして識者の常に嘆息する處なり而して之が原因も亦種々なるべきも其第一に位する者を擧れば政府が種々の民業に干涉保護を與へたるの結果なり嗚呼實に深く考慮せざるべけんや明治政府が維新以來數千萬の巨金を投下して實業界に保護干涉を與へ種々の失敗に失敗を重ね漸く實得たる者は我國實業界の自治心欠乏さに實に遺憾の至りならずや之れ政府が民業に手を下して干涉保護する有害無益の事實なり此明白なる事實あるにも拘はらず猥りに政府が民業に干涉する以我業の忍ぶ能はざる所以にして同志の者拔に此會を組成する所以なり

我實の猥りに政府が民業に干涉するを云ふものは他にあらず現今各府縣に於て區々に行はれつゝある蠶種檢査規則之なり該檢査の有害無益なるは少しく斯業に通ずる人の皆能く承認するところなり然り而して來た世間の之が反對の聲高からざるは斯業に通ずる者は多くは蠶種製造者なり蠶種製造者が蠶種檢査規則に反對すれば直に粗製の蠶種を製造するが爲めの如くに誤解せられ自家の營業に不利益なるの是あれば之を知るも之を言ふ者少なきが爲なり今其有害無益なるの理由を擧ぐれば

一　蠶種なる者は之を製造したる本人の外之が善惡精粗を鑑別するは至難中の難事にして該意味より云ふときは到底出來得べからざるの事業なり故に强て之が良否を鑑別せんと欲すれば遂に其當を失し只當業者に迷惑を被らしむるの害あると外更に益するところなきなり

二　蠶種製造業たる者は何れの國に於ても數十年來の實驗を經たる老練養蠶家に依て其最大多數の製出し未熟養蠶家の製造は至て其數少なきものなり然るに法律規則を以て一般蠶種を檢査せんと欲すれば多數の蠶種を短時季に檢査するを以て檢査官其人を得るに適なく勢未熟の素人を以て檢査官に當て老練熟達者の製品に對し到底其當を得る能はざるなり若も强て其適當なる檢査官を得ん迄少し學の生徒が大學教授の學力を以て判定するが如き奇觀を呈し到底其當を得る能はざるべからざるか如き不都合を生ずべきなり

三　養蠶なるものは他の農作物と異り其種に依て豐凶に大關係ある事は凡ての養蠶家の知るところ且一期を誤れば一年の事業を失ふが如き重要なるものなる故凡ての養蠶家の蠶種を需むるや極めて注意し實驗あり信用ある蠶種の外選ぶ成す者至て少し之が爲め他の國品の如く粗製濫造の品は其數極めて少數なり然るに法律規則を以て一般蠶種を檢査すれば僅少不良の蠶種を除去せんと欲し最大多數の善良なる蠶種を害するの是あり如何となれば蠶種なるものゝ有害は氣候の變に犯されやすきなり大なるはなし然るに多數の蠶種受檢のの爲め檢査所に運搬すれば勢ひ其害を受けざる能はざるに至るものなり云々

◎本年に於ける生絲の輸出　本年一月より昨年十一月末迄横濱港より歐米に輸出したる生絲の總價額は四千二百七十九萬二千三百六十六圓にして之を昨年同時の輸出高に比すれば實に八百四十四萬六千八百四十九圓の增加なりと云ふ又本年七月新絲以來今日迄に合名、同伸の兩會社より歐米に向け直輸したる生絲の數量は既に八千四百三十二個に達し合名會社の如き昨年取扱ひたる高は五千個なるが本年は五ヶ月に滿たざるに既に昨年と匹敵すべき輸出を見るに至り地方荷主も追々直輸の利を悟り同會社へ依托するもの日に月に增加する有樣なりとの事にて合名會社が取扱ふ荷主の過半は上州にありて先年三井の所有に歸したる富岡製絲場の生絲も又其中にあり向後三等の直輸者は彼地機屋と永く不變の關係を存し營業の安固を得ると共に商品益精良を加へ將來の發達期して待つべきものあり

と云ふ

◎蠶種檢査厲行の結果　福島縣下に於ける本年の蠶種檢査は各團体に委せて監督檢査を施行せるが今其結果なりといふを聞くに檢査は一概に厲行したるを以て普通蠶種の廢棄せられたるもの少なからず然るに框製の蠶種は母蛾を檢査するものなるを以て縱令其一部分に病毒を發見することあるも唯其病毒ある母蛾の產出したる一部分を廢棄するに止まりて他の善良なるものに及ぼさず之に反して普通製のものに在りては病毒の歩合に由りて廢棄するものなれば縱令全紙の大部分は善良なるにもせよ一概に廢棄せられて其損失少なからず此道理は這回の檢査厲行に由りて實際に當業者の感知する所となり其結果として來年度よりは製造に多少の手數を要するも框製となすの利益なるを唱へ往々協議して框製のものを作り出さんとするの形勢なりと云ふ

◎品評會受賞者祝宴　客月十五日より十七日に至る三日間東京市赤坂區三會々堂に於て開設したる大日本蠶絲會蠶種、繭、生絲第一回品評會に於て賞を得たる福島縣伊達郡梁川町の出品者は本月八日同地三宜樓に於て右の褒賞受領式を行ひ淺野德三氏一々受賞者に賞品を交附し且つ一場の演說を爲して後ち同樓に祝宴を開きたり當日の出席人は淺野德右衛門、八卷藤右衛門、横山清次郎、高田子之吉、八卷長右衛門、阿久津半藏の諸氏なりとぞ

◎檢査所增設及官廳檢査　大分縣にては蠶種檢査所增設と從來の蠶種組合檢査を廢して官廳檢査即ち縣廳の檢査となすの二件は久しく縣下蠶業家の一問題となり居りたることなるが本月七日の縣會に於て調査委員より該二件に就ての報告あり夫より種々議論の末にて出席議員總數二十七名の內十八名の起立即ち過半數にて委員會の修正通二次會を通過したり右の結果に據れば現在の檢査所大分、中津の外に四日市、竹田の二ヶ所を增し從來十六名の檢査員に尙ほ八名を加へて二十四名となし顯微鏡檢査、肉眼檢査共に縣廳にて負擔することとなりたる由なり

◎繭商と絲屋の魂膽　山梨縣下に於ける繭價は高價とはいひながら一時勝貴の極點に達したるときに比すれば目下の相場は凡そ一割五分方も下落し居れり故に賣放つときは目に見へての損あり然れども資本缺乏の繭商に在りては年末に際して賣掛へを爲すこと隨分困難ならざるにあらず其處で扱け目なき製絲屋連も此處我慢競べの時なりと實際品少なの原料を澤山所有するが如くに見せ掛けんと窃かに工女を減少して飴屋流に挽き延ばす魂膽と出掛けたり成程此魂膽に乘りて多少打死する繭商もあるべけれども本年は意外に金融緩慢なるが爲め大抵は辛抱を押透すなるべしされば双方勝負の分る所は明年春挽の際にて先づ其迄は兩者共に虛々實々秘術を運らすべしとのことなり

◎生絲檢査の要目　來年四月より神戸港に於て開始せらるべき生絲檢査所に於ける檢査要目に關し秋山兵庫縣內務部長より神戸商業會議所への通知文は左の如し

神戸港生絲商業發達の件に付過日依命及諮問置候處來廿九年四月より開始せらるべき生絲檢査所の檢査は當業者の隨意請求に係るものに限り檢査の要點は原量、正量、纖度、再繰、强力及伸度、類節及練減の七項にして該七項中何れの檢査を受くるも當業者の希望如何に依るものにして檢査所に於ては其檢査したる項目に對し單に檢査證書を交付するに止る筈にして檢査に關する規則は不日發布せらるべき趣に有之候右御參考迄申進候云々

◎上海に於ける製絲場　目下支那上海に設置しある製絲場は左の十個所にして鐵製の六條繰又は五條繰なるもの多し而して其繰目の多きと色澤の佳良なるとは感服の外なしと此頃上海より歸港せし人の談話なり嗚呼本邦製絲機械の一大革新を爲すべき時期は正に來りぬ況んや內地雜居の期も或は四五年を出でざらんに於てをや當業者たるもの豈猛省する所なくして可ならんや

地名	場名	釜數	工女
楊樹浦	公和洋行絲局（湖州人）	三〇〇	一、八〇〇
	怡和洋行創立工場（洋人）	四五〇	一、二〇〇
蘇州河畔	寶昌絲局（伊國人）	五四四	一、五〇〇
	公和永絲局（湖州人）	二八〇	一、〇〇〇
虹口	公平繅絲廠（支那人）	未詳	未詳
	信昌繅絲局（清國官吏）	三〇〇	二、〇〇〇
	瑞論繅絲局（杭州人）	二〇〇	
徐花園	論華繅絲局（寧波人）	五〇〇	三、五〇〇
	乾康繅絲局（洋人）	三五〇	七〇〇
	錦華繅絲局（紹興人）	一五〇	四〇〇

◎生絲檢査所技師と技手　技師高橋信貞君以下七名の人々は左の通敘任及任官されたり

敘任七位　十九日高橋信貞　全　十二月田原休之丞　全　田中文助　敘正八位　全　足立元太郎　任生絲檢査所技手　十二月三日小島敬善　全　見玉實蔵　全　秋津愼次郎

◎パストール氏頑德紀念碑の建設　佛國蠶絲業者は本年九月廿八日佛國に於て易實したる博士ルイパストール氏の訃音に接し十月十八日ガール縣アレース市に一大集會を開き各府縣農會長及有名なる養蠶製絲家を委員に撰定し同氏の頑德紀念碑を建設することに決定せり內閣大臣、貴衆兩院議員、府縣會議員も亦此美舉に贊同せりと云ふ同氏が千八百六十五年微粒子病毒の研究に從事せられしより玆に四十又餘年其間佛國を始めとし世界列國の蠶絲業に功勞の顯著なるは人能く之を知れり故に我日本の蠶業家も亦佛國人士の行爲に鑑み氏の爲に計る所ありて可ならむか

●特別廣告

◎入會者　左の諸氏は十一月より十二月に渉りて通常會員に加入せられたり

東京　春名權四郎　富山　益山四郎三郎　富山　宮地喜三郎
埼玉　大島富士太郎　同　福島九左衛門　同　廣島治平
群馬　高橋清七　同　翠田金次郎　同　阿部忠嗣
栃木　金澤條次　同　島田忠保　同　牧山梅太郎
愛知　肥田重太郎　同　岩佐權次郎　同　福島庄七
靜岡　樋川龍重　同　富川治平　同　井林宗四郎
同　伊藤豐太郎　同　富川松三郎　同　中尾友次郎
福島　大內虎之助　同　安部忠次郎　同　横井吉三郎
山形　志藤權太郎　同　杉山重平　同　清水安五郎
富山　吉友順平　同　森三十郎　同　江本友次郎　同　澤田松太郎
同　中村圓四郎　同　上田與七郎
同　平野守一　同

計　三十四名

右の內にて春名氏は田原休之丞氏　大島氏は青木淺次郎氏　靜岡氏は紹介せられ高橋氏は自身に申込まれ

金澤氏は永島禮七氏　肥田氏は續木喜三氏　桔川、伊藤二氏は伊藤藏太郎氏　大内氏は桃井與右衛門氏　志藤氏は今田佐吉氏　吉友外二十四氏は長瀨脩平氏等も紹介せられたり

●會員諸君に謹告す

本會々費は毎年一ヶ年分を前納するものにして來る廿九年分の會費は本年十二月中に御拂込相成るべきの規定なれば未だ御拂込無之諸君は至急御拂込被下度候、但し支會の設置ある所の會員諸君は至急其支會へ御拂込被下度候

郵便爲替は拂渡局を東京神田郵便局に其證書中「差出人は此處に受取人の宿所氏名を記すべし」とある下に「東京神田區美土代町二丁目一番地大日本蠶絲會」と御記入相成るべし●現金にて通運便に託し御拂込の節は配達賃必ず御拂込濟に相成るべし●郵便切手代用の節は必ず一割増しにて御送付相成るべし

明治二十八年十二月

大日本蠶絲會